

大田区 清掃とリサイクル 2026



| | |
|----------------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1章 事業編 | |
| 1 大田区内清掃関連施設と埋立処分場 | 2 |
| 2 廃棄物とは | 3 |
| 3 循環型社会実現への取り組み ～大田区一般廃棄物処理基本計画～ | 4 |
| 4 資源とごみの流れ ～資源化・適正処理の工程～ | 6 |
| 5 収集（回収）と運搬 | 8 |
| (1) ごみの収集と運搬 | 8 |
| (2) 資源とプラスチックの回収と運搬 | 9 |
| (3) その他のごみの収集と運搬 | 10 |
| 6 可燃ごみの処理 ～清掃工場のしくみ～ | 12 |
| 7 事業系の資源とごみ | 14 |
| 8 ごみ減量の取り組み | 16 |
| 9 一般財団法人大田区環境公社の取り組み | 23 |
| 10 熱エネルギー・焼却灰の有効活用 | 25 |
| 11 不燃ごみ・粗大ごみの処理 | 26 |
| 12 埋立処分場の延命 | 27 |
| 第2章 生活編 | |
| 1 循環型社会をめざして | 29 |
| 2 わたしたちに今すぐできること | 30 |
| 3 資源回収とごみ収集 | 34 |
| (1) 資源回収 | 34 |
| (2) ごみ収集 | 39 |
| (3) 区で収集できないもの | 41 |
| 4 集積所について | 43 |
| 5 高齢者・障がい者への支援事業 | 43 |
| 6 廃棄物処理手数料の減免制度 | 44 |
| 7 不法投棄 | 44 |
| 第3章 資料編 | |
| 1 大田区の収集処理量 | 45 |
| 2 大田区の可燃ごみの組成 | 46 |
| 3 大田区の粗大ごみ量 | 46 |
| 4 23区のごみ収集量と資源回収量 | 47 |
| 5 23区の清掃工場 | 48 |
| 6 清掃と3Rの歴史 | 49 |
| 7 循環型社会形成のための法体系 | 52 |
| 8 大田区清掃事務所管轄一覧 | 53 |
| 9 大田区の組織図 | 54 |
| さくいん | 55 |

はじめに

私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄という仕組みの中で、快適で便利な生活を送ってきました。その一方で、大量のごみ排出による最終処分場の残余年数の減少、大気汚染や化石燃料の枯渇など、様々な問題も発生してきました。これらの問題は、私たちの快適で便利な生活に大きな影響を与えています。

また、ごみ問題は、「資源」や「環境問題」と深く結びついています。わが国では、「環境基本法」をはじめ、「循環型社会形成推進基本法」やリサイクル関連法の制定など、法律の整備も行われてきました。行政や消費者だけでなく、生産者や販売業者も含め、役割分担を行いながら、それぞれが責任を持って循環型社会の構築に取り組むことが大切です。

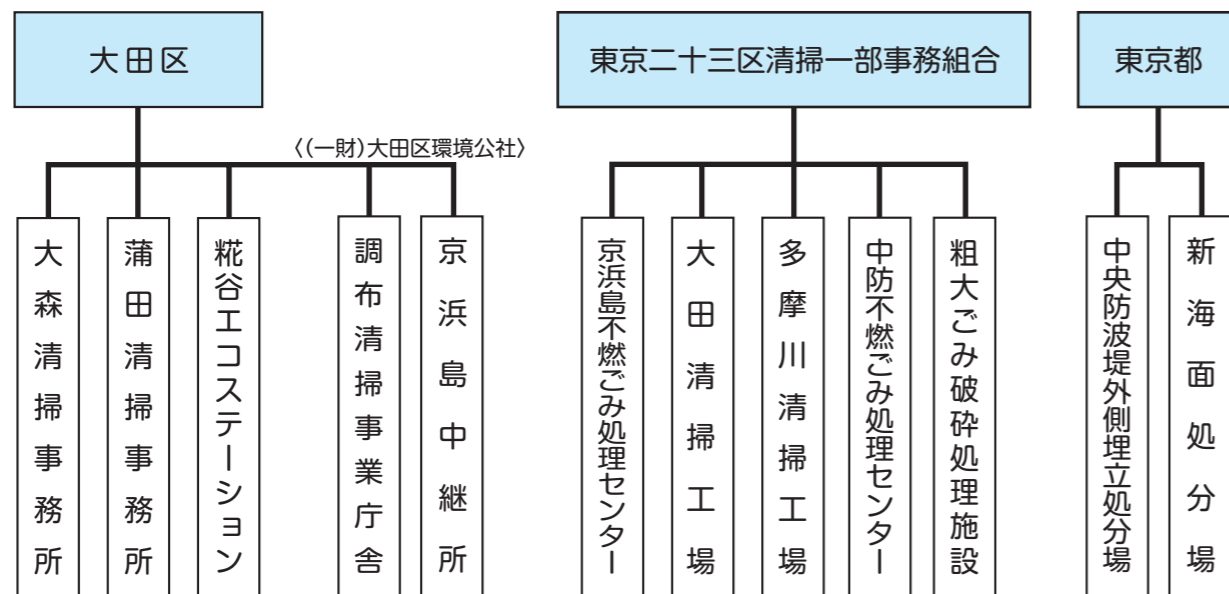
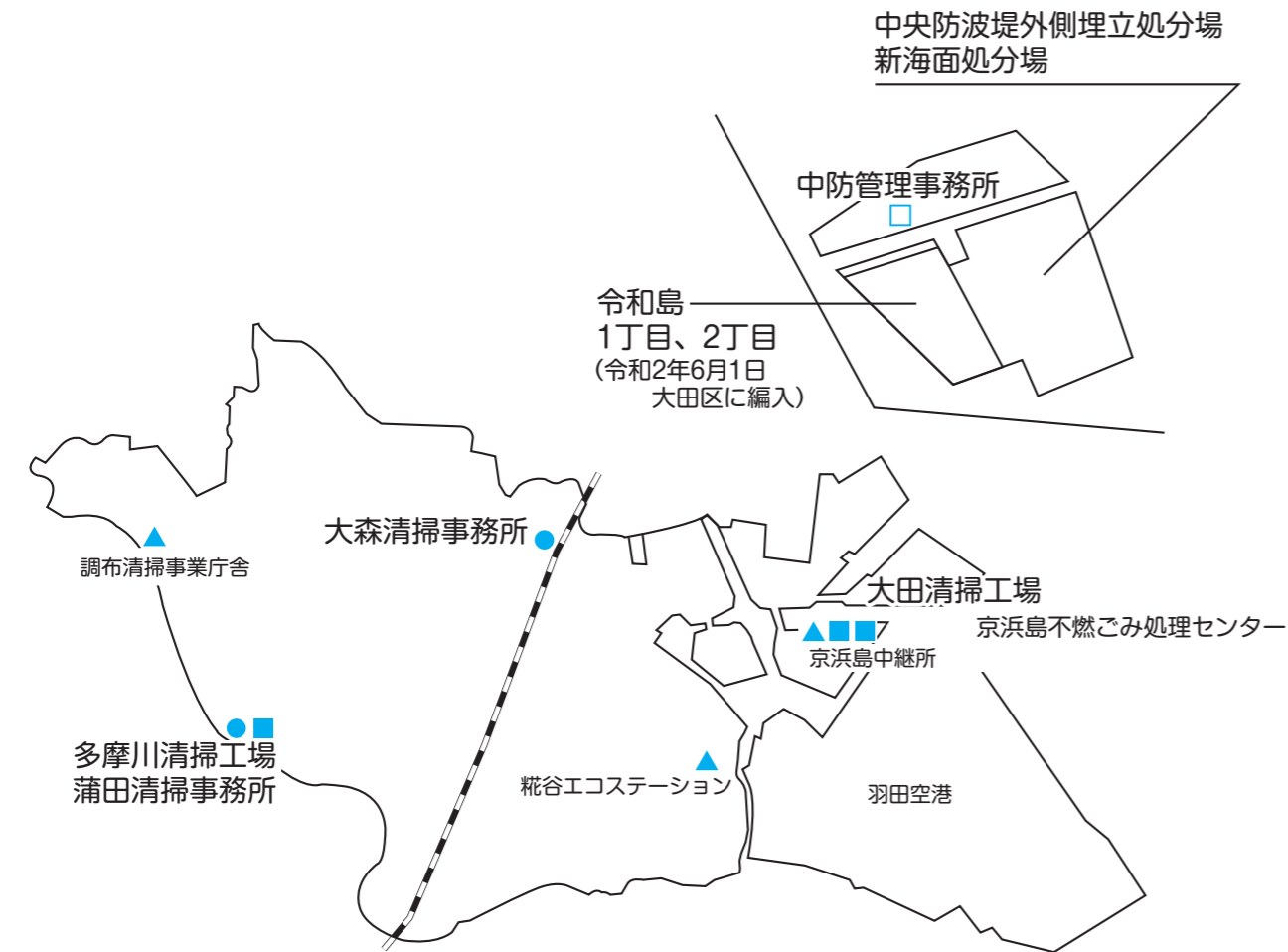
そこで、快適な生活を守り、地球環境の保全と持続可能な循環型社会を構築するために、私たちは普段からごみを減らし、限りある資源を大切にするライフスタイルに変えていく必要があります。

そのためには、①ごみを出さないようにする（Reduce リデュース）、②繰り返し使えるものは再使用する（Reuse リユース）、③そのまま使えないものは資源として活用する（Recycle リサイクル）の「3R」を実践していくことが、とても大切です。この「大田区清掃とリサイクル2026」は、大田区及び23区が行っている清掃・リサイクル事業について理解を深めていただくことを目的としています。

「資源」と「ごみ」について考えることは地球の未来を考えることにつながります。「資源」と「ごみ」を通して私たちの暮らしをもう一度見つめ直してみよう。

1 大田区内清掃関連施設と埋立処分場

- ・大田区清掃事務所（●）、中継所等（▲）
- ・東京二十三区清掃一部事務組合清掃関連施設（■）
- ・埋立処分場（□）



2 廃棄物とは

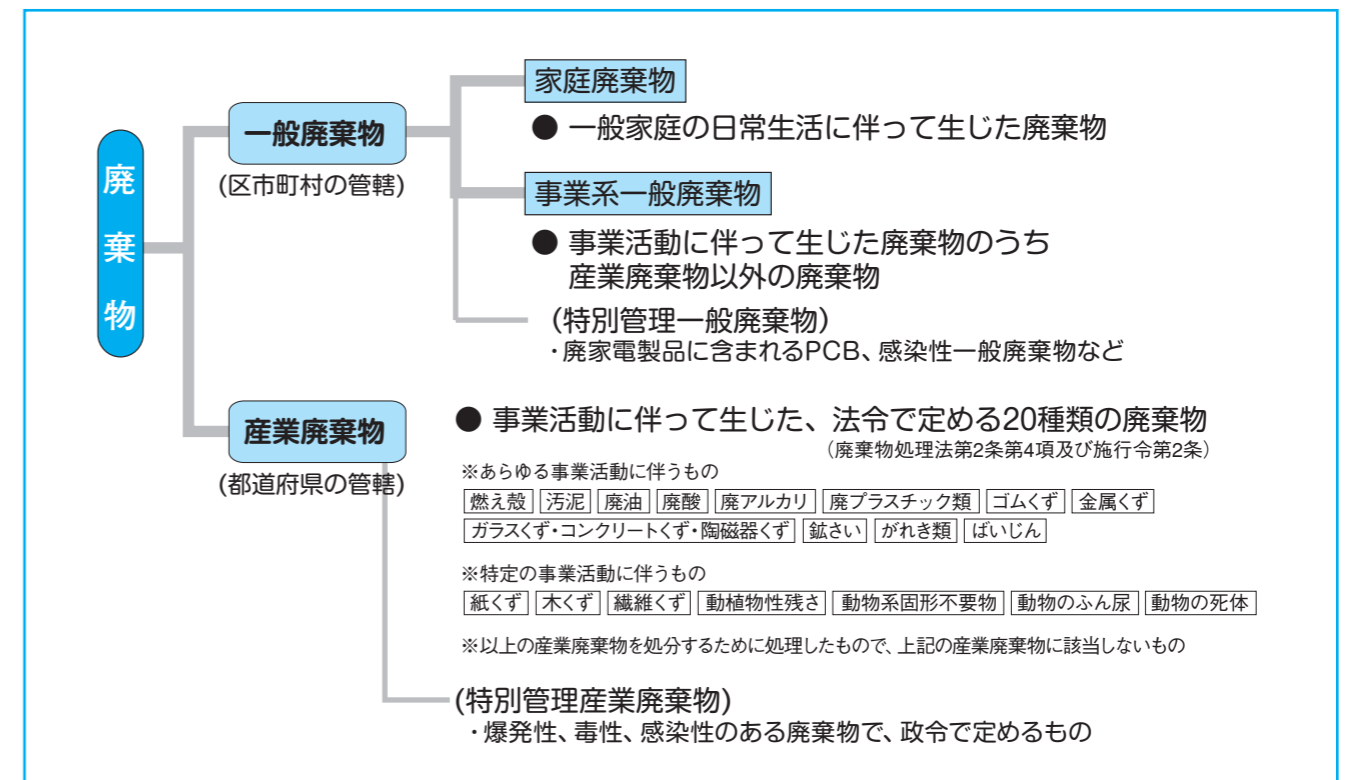
(1) 廃棄物の定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（通称：廃棄物処理法）」では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（ただし、放射性物質及びこれによる汚染物を除く。）をいう。」と定義しています。

※廃棄物とは・・・占有者が自ら、利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。
(昭和46年10月25日環整45号厚生省通知)

(2) 廃棄物の分類

「廃棄物処理法」では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類しています。



本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項および同法施行規則第1条の3に定める法定計画です。国が定める各種法規制や、東京都が策定する計画などとの整合を図り策定しています。



1 本計画の基本理念

「大田区基本計画」では、「施策3-2 持続可能な循環型社会の構築」のめざす姿として「区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を認識し、ごみを出さない・つぐらない工夫が日常生活や事業活動などで定着しています。」とし、施策の方向性として「3R+Renewableの推進」を掲げています。

また、「第2次大田区環境基本計画」では、区の環境がめざす姿を「環境・生活・経済の好循環による持続可能な環境先進都市おおた」とし、目標の一つとして「循環経済への移行(サーキュラーエコノミー)」を掲げています。

本計画では、「大田区基本計画」及び「第2次大田区環境基本計画」で示された方向性を踏まえ、以下のとおり、新たな基本理念を定めます。

区民、事業者、区が連携して目指す持続可能な循環型社会の実現

2 基本方針と具体的な施策

「区民、事業者、区が連携して目指す持続可能な循環型社会」を実現するために、次の3つの基本方針と具体的な施策の方向性を定め、計画を進めていきます。

基本方針1 3R+Renewableの推進

国の「循環型社会形成推進基本法」では、リサイクルに先立って「発生抑制(Reduce、リデュース)」、「再使用(Reuse、リユース)」(以下「2R」といいます。)を可能な限り推進することとしています。2Rを推進する主体は、区民・事業者等の皆様です。区民一人ひとり、事業者ごとの取組を促進するため、区は2Rの推進や普及啓発に取り組めます。

2Rを推進した上で発生した不用物については、「再生利用(Recycle、リサイクル)」が必要です。これら3つのRに、Renewable(リニューアブル、再生可能な資源に替えること)の考え方を加え、循環型社会の実現をめざします。

基本方針2 適正処理の推進

3Rを推進した上で、なお、発生した不用物については、環境に負荷を与えないように適正に処理をしなければなりません。区は、区民の皆様が安心して快適に暮らせるよう、持続可能なごみの収集・運搬体制を整備します。平常時のみならず災害時においても、公衆衛生と環境保全を確保するよう取り組みます。

基本方針3 協働の推進

持続可能な循環型社会を実現するためには、区民、地域団体、事業者と区がそれぞれの役割と責任を担い、互いに連携・協働することが重要です。これにより、一層幅広く質の高い循環を実現することができます。区は、施策を強力に推進するためのエンジンになるとともに、地域のコーディネーター、調整役としての役割も果たしていきます。

具体的な施策

基本理念 区民、事業者、区が連携してめざす持続可能な循環型社会の実現

| | | |
|--------------------------|--|---------------|
| 基本方針1 3R+Renewableの推進 | (1) 発生抑制に向けた取組の推進 (2) 多様な資源回収のさらなる推進 (3) 食品ロス削減の推進 | 普及啓発 DXの推進 |
| 基本方針2 適正処理の推進 | (1) 適正なごみ・資源の排出の推進 (2) 安定的な収集・運搬体制の構築 (3) 清掃一組・東京都と連携した中間処理・最終処分等の実施 (4) 自然災害への対応 | |
| 基本方針3 協働の推進 | (1) 環境教育・環境学習の推進 (2) 区民・事業者等の皆様への働きかけ (3) 区による率先行動 | |

重点事業

| | |
|---|------|
| 1 雑がみの回収強化 資源化できる紙類(お菓子の箱、紙袋など)の分別回収を強化します。 | 削減 |
| 2 プラスチック分別回収の強化 可燃ごみに含まれるプラスチックの量を削減するための取組を推進します。 | |
| 3 食品ロス削減の推進 家庭系、事業系を問わず、食品ロスの削減に向けた普及啓発等を強化します。 | |
| 4 小型充電式電池(リチウムイオン電池等)の適正な収集・運搬、処理 リチウムイオン電池等の二次電池について、収集・運搬体制を構築、拡充するとともに、正しく排出されるよう広報・啓発を強化します。 | 適正排出 |
| 5 集積所の美化の推進 新たに導入する立体型防鳥用ネットの貸し出し等、集積所の美化を推進します。 | |
| 6 自然災害への対応 地震や水害時に排出される被災ごみの収集、処理体制を強化します。 | 災害 |
| 7 データの見える化による行動変容の促進 ごみや資源の数値をわかりやすく発信することで、行動変容につなげます。 | 情報発信 |
| 8 多言語対応を含めた外国人向けの広報強化 分別のルールなどを多言語でわかりやすく発信します。 | |
| 9 手続きのオンライン化の推進 各種手続きのオンライン化を進めることで、区民の利便性を向上します。 | DX |
| 10 デジタルを活用した収集体制の整備 持続可能な収集体制の維持と、サービスの質の向上を実現します。 | |

4 資源とごみの流れ ~資源化・適正処理の工程~

第一章 事業編

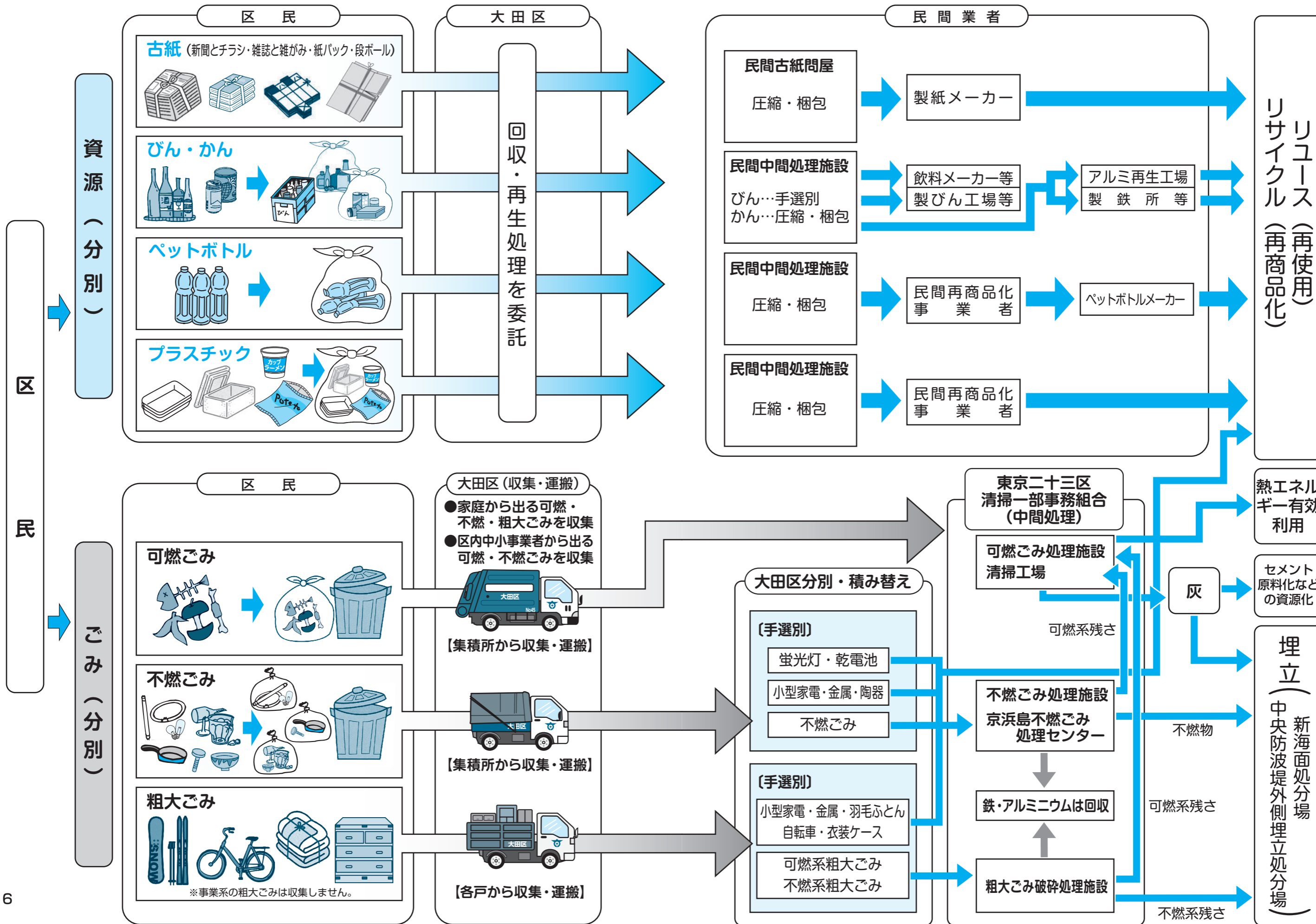
第二章 生活編

第三章 資料編

第一章 事業編

第二章 生活編

第三章 資料編



5 収集（回収）と運搬

ごみや資源、プラスチックは、収集（回収）日当日の朝8時までに集積所に出すようお願いしています。

(1) ごみの収集と運搬

集積所のごみ収集及び清掃工場など中間処理施設までの運搬は、清掃事務所が行っています。清掃事務所では、可燃・不燃・粗大ごみの収集エリアを決め、人員と収集車を配置します。ごみ量の季節的変動や地域の実情などを考慮し、きめ細かな作業計画を策定して、効率的な収集・運搬作業を行っています。

ごみを収集・運搬する収集車は、ごみの種類や目的ごとに何種類かの車両を使い分けています。可燃ごみを収集する車両は、小型プレス車が主流となっています。収集には、収集作業員と自動車運転手が一組となって従事します。

収集車両の種類・用途



○小型プレス車
・可燃ごみ収集用



○新大型特殊車
・可燃ごみ収集用（大規模集合住宅用）



○軽小型貨物車※狭小路地
・可燃ごみ、不燃ごみ収集用



○小型ダンプ車
・粗大ごみ収集用



○軽小型ダンプ車※狭小路地
・可燃ごみ、不燃ごみ収集用



○大型・中型プレス車
・粗大ごみ破碎、運搬用



○小型特殊車
・可燃ごみ収集用

(2) 資源とプラスチックの回収と運搬

集積所での資源回収品目は、新聞とチラシ、雑誌と雑がみ、紙パック、段ボール、飲食用びん、飲食用かん、ペットボトルの7種類です。資源回収後の中間処理（選別・圧縮・梱包）施設が異なることや作業効率を考慮して2種類の車両で回収しています。そのため、品目により回収時間が異なります。

また、令和4年11月から一部地域で開始したプラスチックを資源として回収する取り組みを、令和7年度から区内全域で実施しています。

回収車両の種類・用途



○平ボディー車
・新聞、雑誌・雑がみ、紙パック回収用
・飲食用びん、飲食用かん回収用



○新小型特殊車・小型プレス車
・段ボール回収用
・ペットボトル回収用



○小型プレス車
・プラスチック回収用



○軽小型貨物車
・狭小路地回収用・資源全品目用
・プラスチック回収用

(3) 其他のごみの収集と運搬

① 一度に多量のごみ（臨時ごみ）を出す場合

引越し、大掃除、植木の剪定などにより、一度に4袋（束）以上の可燃・不燃ごみ・資源を出す場合は有料です。事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。



② 動物の死体

犬、猫などペットとして家庭で飼われていた25kg未満の小動物の死体は、清掃事務所が有料で引き取っています（1頭：3,100円）。

野良猫など飼い主のいない私有地内の動物死体は、管轄の清掃事務所にご相談ください。

なお、公道上の動物死体については、道路の管理者（国、東京都、大田区など）が対応しています。



- ・私有地、私道、都道（夜間を除く）…管轄の清掃事務所
- ・区道…管轄の地域基盤整備課
- ・国道…東京国道事務所品川出張所

③ 防鳥用ネットの貸し出し

カラス等によるごみの散乱被害を防止するため、防鳥用ネットの貸し出しを行っています。防鳥用ネットは、大：3×4m、小：2×3m。集積所の近隣世帯が共同で使用・管理することを条件に貸し出しています。

管轄の清掃事務所にご相談ください。



④ 火災ごみ

火災に罹災した区民に対して、罹災者救済の観点から、火災で発生したごみの処理手数料は、減免等の取り扱いを行っています。（減免期間は原則火災発生日から6か月以内。）

対象となる罹災者の範囲は、一般家庭に限られ、対象となるごみの範囲は家具・建具などの家財や家屋の一部（木くず等）で、大きさや性状等が条件に合うものに限られます。詳細は管轄の清掃事務所にご相談ください。

事業所等の火災で発生した火災ごみについては、事業者自らの責任で処理することになります。

⑤ 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い発生する注射針等鋭利なものは、医療機関もしくは薬局に持ち込み、適正に処理することになっています。なお、注射針等を回収できる薬局には、店頭回収ステッカーが貼ってあります。

その他、ビニールパック類、チューブ、カテーテル等は、適正に分別することで区の収集に排出できます。



⑥ スプレー缶・カセットボンベ類、使い捨てライター、小型充電式電池

●スプレー缶・カセットボンベ類

大田区では使い切って、中身の見える別袋に入れて「資源」の日に出してください。

※スプレー缶やカセットボンベの穴あけは、大変危険なので家庭では行わないでください。

●使い捨てライター

使い切って、中身の見える別袋に入れて「不燃ごみ」の日に出してください。

⑦ 小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など）

販売店・（一社）JBRC回収協力店が回収しています。

※集積所へは出さないでください

※上記店での引き取りができない場合はごみ減量推進課または清掃事務所にお問合せください。

正しく排出されないと、車両火災の原因となります。



大田区では



⑧ し尿、浄化槽汚泥

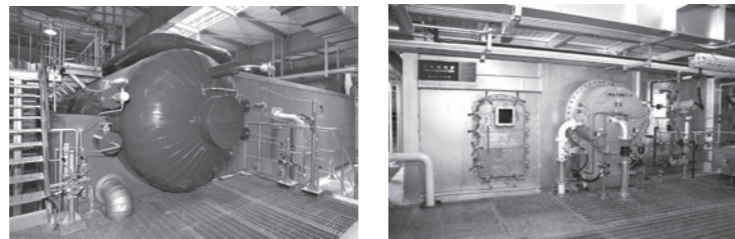
家庭から出るし尿（くみ取り）は、区が無料で収集運搬しています。また、浄化槽汚泥、建設現場等仮設トイレのし尿、し尿混じりのビルピット汚泥は、専門の許可業者が有料で収集運搬することになっています。

6 可燃ごみの処理 ~清掃工場のしくみ~

〔ごみの中間処理〕 東京二十三区清掃一部事務組合が運営

主要設備機器仕様 (大田清掃工場)

- 炉形式：全連続燃焼式火格子焼却炉
- 受入供給設備：ピット&クレーン方式 (全自動、半自動、手動)
- 集じん設備：ろ過式集じん器
- 洗煙設備：湿式苛性ソーダ洗浄方式
- 触媒反応設備：触媒脱硝法 (アンモニアガス吹込み)
- 灰処理設備：飛灰混練機等
- 汚水処理設備：二段凝集沈殿、砂ろ過
- ボイラ設備：過熱器付自然循環式水管ボイラ
最高使用圧力・温度 / 5.3MPa 425℃
最大蒸発量 / 61t/h・基
- 蒸気タービン：衝動式外部抽気復水型蒸気タービン発電設備
定格出力 / 22,800kW
蒸気量 / 107.5t/h (定格出力時)
蒸気圧力・温度 / 3.8MPa 395℃



ボイラ

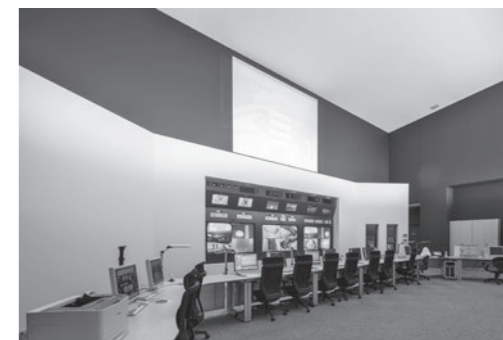
焼却炉



排ガス洗浄処理装置



蒸気タービン発電機



中央制御室

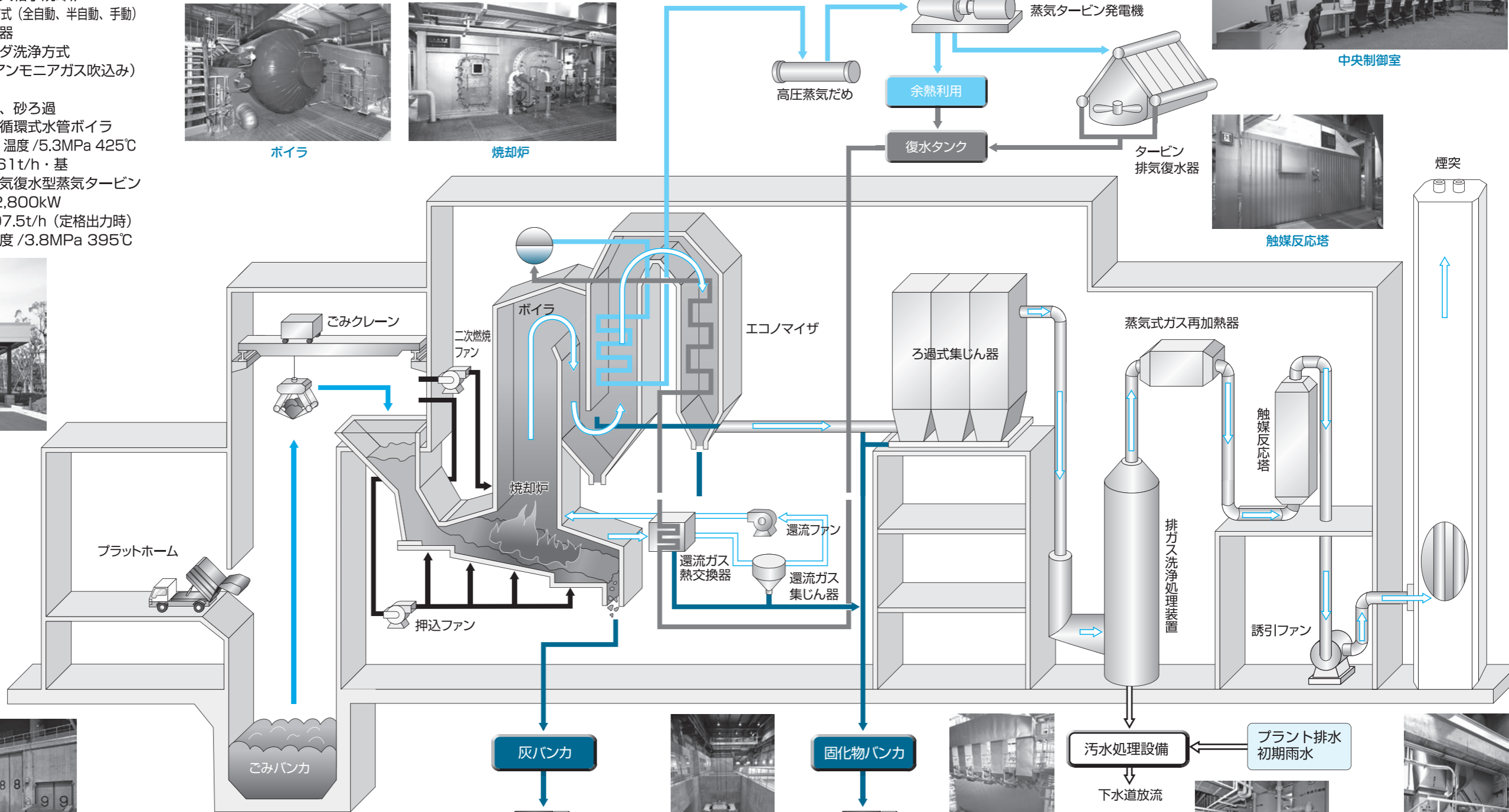
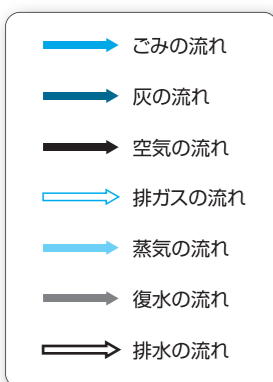


触媒反応塔

煙突



ごみ計量機



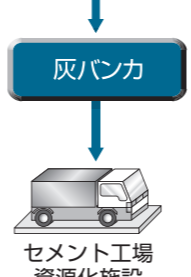
プラットフォーム



ごみクレーン・ごみバンカ



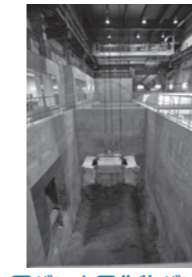
焼却炉内部



灰バンカ

ごみの流れ

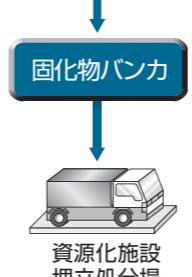
ごみを積んだ収集車が、プラットフォームからごみバンカへとごみを落とします。ごみバンカに貯留されたごみは、ごみクレーンによってつかまれ、焼却炉の中へ投入されます。



灰バンカ固化物バンカ

灰の流れ

ごみを燃やした際に出る焼却灰は灰バンカへ、ろ過式集じん器で捕集されたばいじんは飛灰処理設備で薬品により安全に処理された後、固化物バンカへ貯留されます。各バンカに貯留された灰は、灰クレーンにより搬出車に積み込まれてセメント工場や資源化施設へ運ばれて有効利用されたり、埋立処分場へ運ばれています。



固化物バンカ

排ガスの流れ

焼却で発生した排ガスはボイラ、エコノマイザにより温度を下げられ、ろ過式集じん器によってばいじん (飛灰)、ダイオキシン類、水銀が除去されます。その後、排ガス洗浄処理装置、触媒反応塔によって硫酸酸化物・塩化水素や窒素酸化物などの有害物質が除去された後に煙突から大気へ放出されます。



ろ過式集じん器



汚水処理設備

蒸気の流れ

排ガスはボイラで熱回収され、ボイラで発生した蒸気は、蒸気タービンで発電のために使われます。蒸気タービンからの排気蒸気は、タービン排気復水器で水に戻され、ボイラ給水として循環します。また、蒸気は工場内の給湯用にも使われています。



汚水処理設備

排水の流れ

プラント排水は二段凝集沈殿・砂ろ過方式の汚水処理設備により処理された後、下水道に放流されます。



誘引ファン

7 事業系の資源とごみ

(1) 排出事業者の責務

事業系ごみの処理は、事業者自身が責任をもって行うこととする、「自己処理責任の原則」が法令によって定められています。

区内から排出されるごみの約5割は、会社や店舗等の事業系ごみです。事業者には、より一層のごみの減量が求められています。

(2) 事業者への排出指導

区では、事業系ごみの発生抑制とリサイクルの促進、ごみの適正処理を推進するため、事業者への立入調査を行い、当該建築物、事業に即した指導・助言を行っています。

(3) 一般廃棄物の処理

事業者から排出される一般廃棄物は、原則として、以下のいずれかの方法により、収集・運搬し、中間処理することになります。

① 一般廃棄物処理業者による収集

区が許可する一般廃棄物処理業者に一般廃棄物の収集・運搬を委託することができます。区は、許可業者への指導業務を適宜行っています。処理単価は、区の条例で定める額(46円/kg)を超えることが禁じられています。

② 自己持込み

排出事業者自ら一般廃棄物を清掃工場等に運搬することができます。ただし、清掃工場等への搬入には条件があります。詳しくは、管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

③ 区による収集

上記の処理が困難な場合(排出日あたりの総排出量が50kg未満の場合)は、事業系有料ごみ処理券を貼付して区による収集を受けることができますが、収集日等の制約が生じます。自己処理責任の原則からも、なるべく一般廃棄物処理業者に処理を委託してください。

(4) 一般廃棄物管理票(マニフェスト)

1日当たり100kgまたは月量3t以上のごみ、汚泥及び臨時にごみを排出する事業者は、区の条例により一般廃棄物管理票(マニフェスト)^{※1}の交付が義務付けられています。

マニフェストは、ごみの排出から処理施設までのすべての工程が適正に処理されたことを、排出事業者が確認することを目的としたものです。

(5) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物は、排出事業者自ら処理することが原則です。

量の多少にかかわらず、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付が義務付けられている等、一部に一般廃棄物と違いがあります。

産業廃棄物の処理に関する事項は、都道府県の事務となっています。

(6) 医療関係機関等から排出される医療廃棄物の処理

医療関係機関等から排出される医療廃棄物のうち、「非感染性廃棄物」及び「環境大臣が定める方法によって滅菌処理した感染性廃棄物」については、識別シール^{※2}と事業系有料ごみ処理券を貼付して、区による収集・運搬を受けることができます。ただし、区の収集・運搬には条件があり、事前に申請し、承認を受ける必要があります。

医療関係機関等は2年ごとに医療廃棄物に関する申請等が必要です。

なお、感染性廃棄物などに代表される「特別管理産業廃棄物」及び「特別管理一般廃棄物」、感染性廃棄物と同等の取り扱いとなる注射針等鋭利なものは、区で収集することはできませんので、専門の許可を持った業者に収集を依頼してください。

※1 一般廃棄物管理票(マニフェスト)

| 伝票作成 | | 年 月 日 時 | 発行番号() | |
|---------------------|--|------------------|---------|--|
| 排出事業者 | | 事業系一般廃棄物種類・量(kg) | | |
| 〒 | | 全 体 量 | | |
| 住所 | | 01 厨芥 | | |
| 事業者名 | | 02 紙くず | | |
| (業種) () 電話 () () | | 03 木くず | | |
| 排出場所番号 | | 04 繊維くず | | |
| 排出場所住所 | | 05 焼却残灰 | | |
| 排出場所名称 | | 06 道路公園ごみ | | |
| 07 しさ、ふさ | | 08 () | | |
| 09 () | | 10 () | | |
| 所属 | | 検 印 | | |
| 氏名 | | 月 日 | | |
| 電話 | | 業 者 番 号 | | |
| 収集・運搬業者 | | 受領印 | | |
| 〒 | | 住所 | | |
| 業 者 名 | | 月 日 | | |
| 電話 | | 車 両 番 号 | | |

寸法 (縦 150ミリメートル 横 230ミリメートル)

※2 識別シール

ア 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

イ 最初から非感染性の廃棄物

| |
|-------|
| 滅菌処理済 |
| 医療機関名 |
| 管理責任者 |
| 排出月日 |

緑 色

| |
|---------|
| 非感染性廃棄物 |
| 医療機関名 |
| 管理責任者 |
| 排出月日 |

青 色

8 ごみ減量の取り組み

(1) 普及・啓発事業

① 「ごみをつくらないまち・おおた」推進行事

区では、10月前後に「ごみをつくらないまち・おおた」推進行事として、普及・啓発事業を実施しています。

●「地球にやさしいまちづくりポスター」コンクール

区内在学・在住の小・中学生からごみ減量・リサイクル・省エネルギー等に関するポスターを募集し、入選作品については、各種イベント等での展示のほか、資源環境部関連冊子、リーフレット等に活用しています。



●OTA ふれあいフェスタ



環境学習用収集車による積み込み体験



清掃・リサイクルに関するクイズ・ゲーム等を実施

② 冊子、リーフレット等の発行

小学生用環境学習副読本「みんなでごみを減らそうよ」、一般用普及・啓発冊子「大田区清掃とリサイクル」、「資源とごみの分け方・出し方」（日本語・英語・中国語・ハングル・タガログ語・ネパール語・ベトナム語）等を発行しています。



みんなでごみを減らそうよ

③ 大田区ごみ分別アプリ

資源とごみの分別方法や排出方法等について、スマートフォンのアプリでもお知らせしています。日本語、英語、中国語、ハングル、タガログ語、ネパール語、ベトナム語に対応しています。資源とごみの収集日や出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、ごみに関する様々な情報を簡単に確認することができます。



【日本語版】



Google Play



App Store

④ その他の普及・啓発事業

年間を通じて、区報、ホームページ等に関連記事を掲載しています。

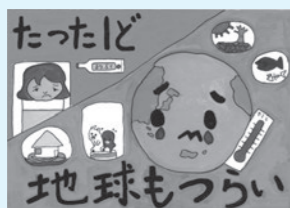
(2) ふれあい指導

清掃事務所では集積所を巡回し、利用者の方との直接対話による「ふれあい指導」活動を行い、ごみ減量、適正排出について話し合い、円滑な集積所利用や利用者による管理をお願いしています。



令和7年度 地球にやさしいまちづくりポスター

小学校低学年の部 最優秀賞



仲六郷小学校 3年 圓城寺 乃蒼 さん

小学校低学年の部 優秀賞



調布大塚小学校 1年 岩城 杏 さん

小学校低学年の部 優秀賞



仲六郷小学校 1年 常盤 莉央 さん

中学校の部 最優秀賞



大森第十中学校 3年 中山 颯太 さん

中学校の部 優秀賞



志茂田中学校 1年 有馬 龍 さん

中学校の部 優秀賞



志茂田中学校 1年 井川 璃乃 さん

小学校高学年の部 最優秀賞



大森第一小学校 5年 菅沢 璃子 さん

小学校高学年の部 優秀賞



高畑小学校 6年 塚本 花実 さん

小学校高学年の部 優秀賞



高畑小学校 6年 太田 美宇 さん

特別賞



志茂田中学校 2年 飯田 基暉 さん

特別賞



田園調布中学校 1年 河野 四季 さん

掲載の作品は、区内在学・在住の小・中学生のみなさんを対象に募集し、464点の作品の中から選ばれた最優秀賞・優秀賞・特別賞の作品です。

大田区ホームページで全入選作品を公開中!!



※学年は入選時のものです。

(3) 出前講座

清掃事務所長等が地域に出向いて、ごみ減量や資源の有効利用の取り組み方法などの講座を実施しています。

(4) 環境学習

保育園や小学校等に、清掃事務所の職員が出張して、環境学習を行っています。それぞれの清掃事務所が工夫して、資源とごみの分別ゲーム、紙芝居、スケルトン収集車等を用いた積み込み体験等、年齢層に合わせた学習内容を用意しています。



(5) 小型家電リサイクル事業

小型家電等に含まれる貴金属・レアメタル等の資源の有効活用を図るため、平成25年10月から、小型家電リサイクル事業を実施しています。

回収した小型家電等は、国が指定する認定業者に売却し、国内でリサイクルされます。

回収品目 (10品目) 対象となる小型家電等は、以下の10品目です。



対象となる小型家電10品目

【注意事項】

- ・回収ボックスの投入口30×15cmに入るものが対象になります。
- ・個人情報が含まれるものは、あらかじめデータを削除してからお出しください。
- ・電池は取り外してください。
- ・回収ボックスに投入されたものは返却できません。

回収は、次の3つの方法で行っています。

① 拠点回収

区内42か所に回収ボックスを常設して回収しています。

【回収場所】

- ・図書館 (一部) 10か所
- ・区役所本庁舎 2か所
- ・特別出張所 18か所
- ・清掃事務所等 3か所
- ・大田産業プラザ
- ・消費者生活センター
- ・南馬込文化センター
- ・大田区民ホール・アプリコ
- ・カムカム新蒲田
- ・大森地域庁舎
- ・雪谷文化センター
- ・池上会館
- ・大田区区民プラザ

② ピックアップ回収

粗大ごみ及び不燃ごみの中から、小型家電や金属類を回収します。

③ イベント回収

区内で開催されるイベントで、回収ボックスを設置して回収を行い、区民への啓発を図っています。

(6) 古着の拠点回収モデル事業

区内の各会場で月に一度、再使用できる古着を回収しています。

① 回収実施会場

大森地域庁舎、大田文化の森、池上会館、ライフコミュニティ西馬込、森ヶ崎緑華園、調布地域庁舎、嶺町特別出張所、鶴の木特別出張所、久が原特別出張所、洗足区民センター、千束特別出張所、消費者生活センター、糀谷文化センター、羽田特別出張所、六郷特別出張所、矢口特別出張所、スマイル大森、多摩川集会室 (多摩川児童館)

② 古着回収のルール

「洗ったもの (クリーニングは不要)、たんすや衣装ケースなどにしまえる状態のもの」を「透明、半透明のビニール袋」に入れて、会場にお持ち込みください。ハンガーを着けたまま、箱やケースに入ったままでの持ち込みはご遠慮ください。



③ リユース・リサイクルできるもの (再利用できるもの)

- ・再使用できる衣料品、皮革衣料品
- ・フェイスタオル・バスタオル
- ・帽子、ハンカチ、スカーフ、マフラーなど
- ※ツープースのようなセット物は、セットが崩れないように出してください。
- ※ボタンやファスナー、ベルトなど付属品は取り除かずに出してください。

④ 回収できないもの (再利用できないもの)

- ・汚れたものや破れたもの、穴が開いたものなど
- ・布団や毛布、カーペットなどの寝具類
- ・着物や浴衣、鞆、靴
- ・事業者からの拠出品



⑤ 回収実績

| 年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------|----------|----------|-----------|-----------|
| 会場数 | 10か所 | 10か所 | 12か所 | 14か所 |
| 開催回数 | 56回 | 118回 | 149回 | 170回 |
| 回収量 | 56,695kg | 93,724kg | 107,590kg | 112,157kg |

(令和3年度は新型コロナウイルス感染症防止対策のため開催を中止した月あり。)
 (令和4年度は「多摩川清掃工場環境フェア 2022」でのイベント回収分を含む。)
 (令和5・6年度はイベントや臨時回収分を含む。)

(7) リユース (再利用) に関する取り組み (民間事業者と連携をしています)

価格を比較したい方

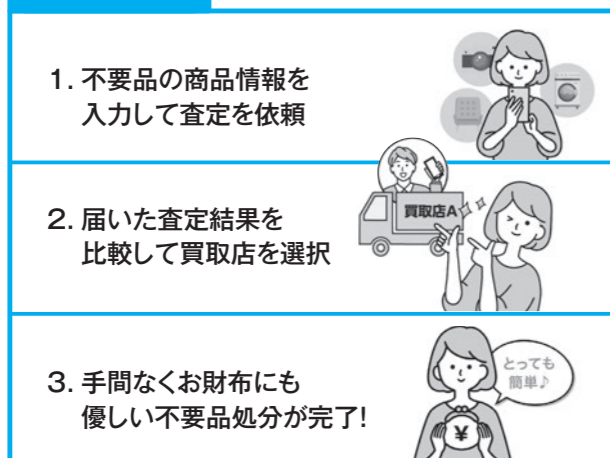


ホームページ

複数のリサイクルショップに一括して査定依頼をし、査定価格を比較して売却・引き渡していただけるサービスです。

※お品物(サイズや量、商品状態)や搬出時の作業内容(階段作業や分解作業等)によっては、出張作業費がかかる場合があります。

利用の流れ



※おいくら、ジモティーともにインターネットのみの申し込み

※利用時のトラブルや損害などについては、区は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

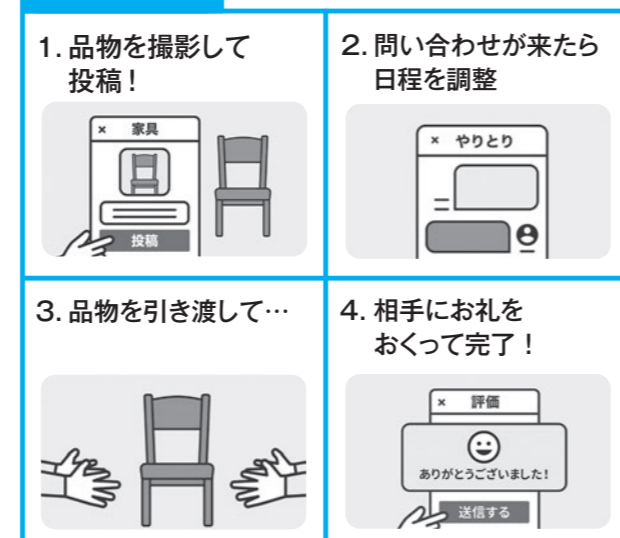
地元で譲りたい方



ホームページ

不用品を掲示板に投稿し、欲しいという方がいれば捨てずに譲ることができます。相手の方と譲渡方法や日時など条件を決めてお渡しできます。個人間で取引を行うため、買取店では値段が付かないものや運搬に困るものも取引が可能です。

利用の流れ



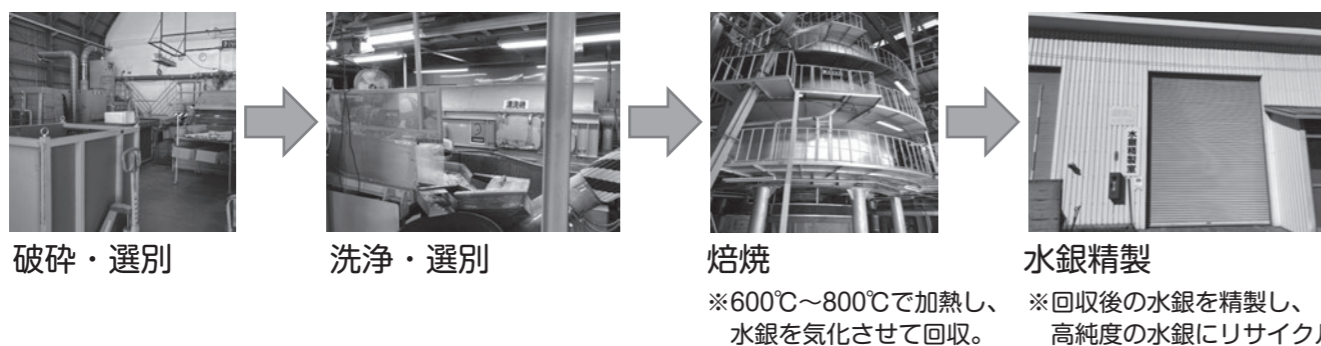
(8) 不燃ごみの適正処理及び資源化事業

区民の安心・安全を確保するため、不燃ごみ中の蛍光灯等の水銀含有物、有用金属等を回収・資源化(再利用)することにより、環境汚染の防止、最終処分場の延命化を図っています。回収した不燃ごみは、次のような工程で再資源化(再利用)されています。



再資源化(再利用)されるまでの工程

水銀



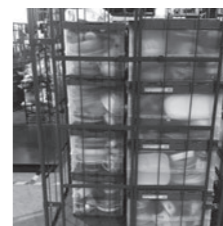
小型家電・有用金属



回収

回収した物を破碎・選別し、鉄や金・銀・銅等に分け、再資源化を行います。

陶器



回収

洗浄した物は主に海外へ輸出し、リユースされています。

(事業の変遷)

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 平成28年度 | 不燃ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事務所管内の一部地域) |
| 平成29年度 | 不燃ごみからのピックアップ回収拡大(大森清掃事務所及び調布清掃事務所管内) |
| 平成30年度 | 不燃ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域) |

(9) 粗大ごみの資源化事業

粗大ごみの中から、資源化・再利用可能なものを回収・資源化(再利用)し、ごみの減量化を図っています。回収したものは、次のような工程で再資源化(再利用)されています。

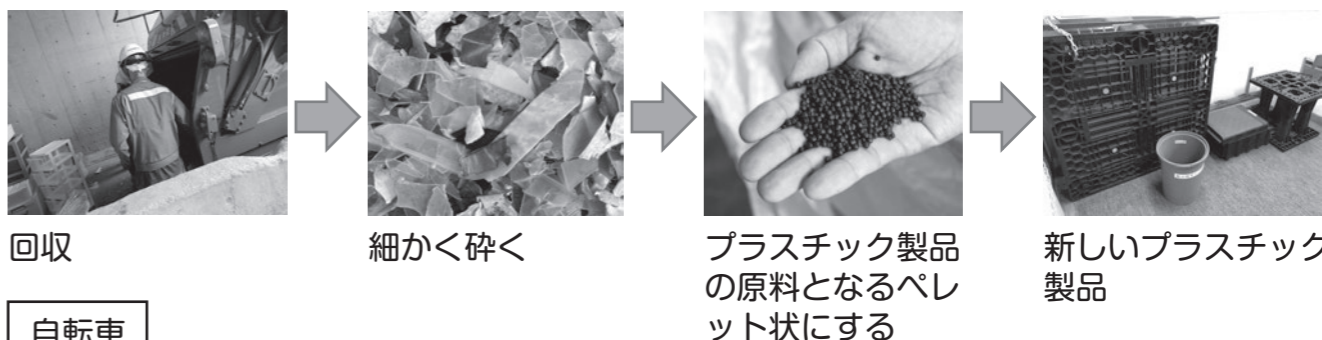


再資源化(再利用)されるまでの工程

小型家電・有用金属

不燃ごみからピックアップ回収・資源化(再利用)したものと同一工程です。

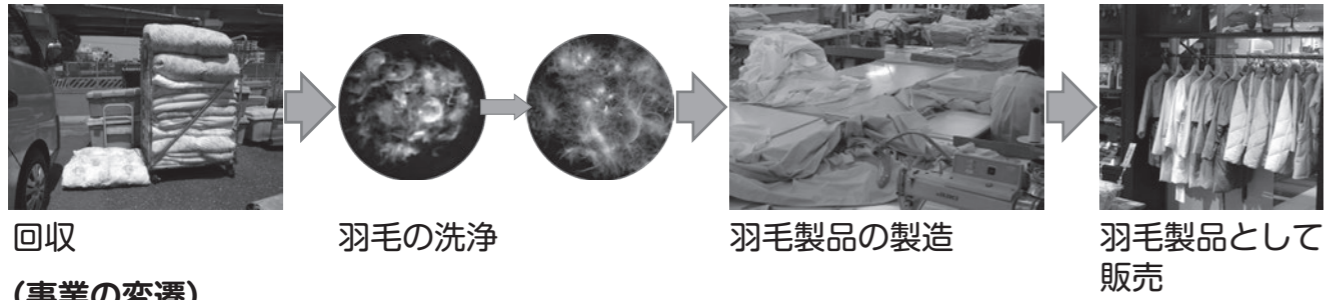
衣装ケース



自転車



羽毛布団



(事業の変遷)

| | |
|--------|----------------------------------|
| 平成24年度 | 自己持込みされた粗大ごみからのピックアップ回収開始 |
| 平成25年度 | 収集した粗大ごみからのピックアップ回収開始(大森清掃事務所管内) |
| 平成26年度 | 収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(蒲田清掃事務所管内) |
| 平成27年度 | 収集した粗大ごみからのピックアップ回収拡大(区内全域) |

(10) 排出事業者指導

- 事業者が
- ①ごみ減量に取り組んでいるか
 - ②リサイクルできるものを廃棄していないか
 - ③一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者と正しく契約を結んでいるか
 - ④自らが排出するごみ量と処理ルートを把握しているか
 - ⑤マニフェストの作成義務を守っているか
- 等の適正排出指導や、廃棄物管理責任者の選任・再利用計画の作成報告を求めるなど、適宜書類確認による助言や指導を行っています。

(11) 事業用建築物立入指導

- 延べ床面積1,000㎡以上の事業用建築物を有する事業者に対して、ごみ減量及び適正処理を確保する観点から立入指導を行っています。主な調査項目は、
- ①資源及びごみの保管場所設置状況
 - ②ごみの分別状況
 - ③リサイクルの取組状況
 - ④処理業者との契約締結や履行確認
 - ⑤マニフェスト作成、回付状況の確認等です。



(12) 廃棄物管理責任者講習会

延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物における廃棄物管理責任者向けに、講習会を毎年実施しています。

(13) 事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている延べ床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者等を表彰しています。

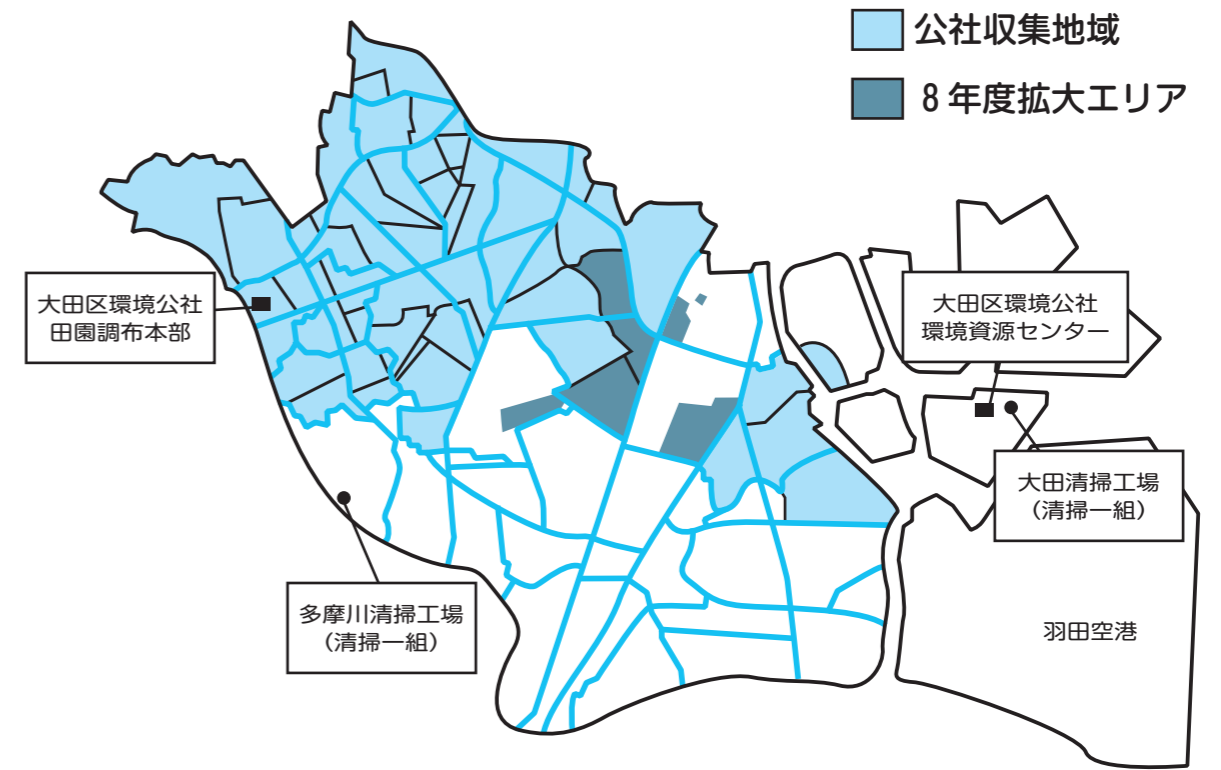


9 一般財団法人大田区環境公社の取り組み

大田区環境公社は、平成29年1月に設立し、生活環境における地球温暖化と自然災害、多岐にわたる深刻なごみ問題、生き物の絶滅危機などの社会問題に、環境公社が先頭に立ち、区民、事業者と手を取り合いながら、環境、社会、経済などの分野で活躍し課題解決することで、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与することを目的として、区と連携して次の事業を安全・確実に推進してまいります。

(1) 可燃ごみ収集業務

大田区内の調布地区全域、大森地区の一部の可燃ごみ収集業務を、区から受託しています。



(2) 粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ申込受付業務

令和5年度から、粗大ごみ受付収集システムを導入、併せて粗大ごみ受付センターを開設し、申込受付業務を区から受託しています。また、デジタル化による業務の効率化やきめ細かな電話対応など、区民目線に立った業務改善に取り組んでいます。

(3) 粗大ごみ受入れ業務

平成29年度から、大田区が大森地区、調布地区において収集した粗大ごみや、区民自ら持ち込む粗大ごみを環境資源センター(京浜島)において受け入れる事業を区から受託しています。

(4) 粗大ごみの分別・積替え業務

平成29年度から、環境資源センターで受け入れた粗大ごみを適正に処理するため、資源、可燃ごみ、不燃ごみ等に分別し、中継車両に積替えをする事業を区から受託しています。

(5) 食品ロス削減に関する普及啓発業務

令和4年度から、食品ロス削減のための啓発事業の一部を区から受託しています。区内小中学校への出前授業や地域での講座・イベント出展をはじめ、「大田区食べきり応援団」の管理、食品ロス削減月間（10月）におけるチラシ制作等の普及啓発業務を行っています。



区立小学校での出前授業



地域でのイベントへの出展

(6) 田園調布本部における窓口業務等

令和4年度から、清掃事務所が担う窓口業務の一部を区から受託しています。防鳥ネットの貸出し、資源の集団回収実績報告書の取次ぎ、小型家電回収ボックスを設置しての回収等の業務を行っています。

(7) 職員の健康・安全衛生管理に関する取り組み

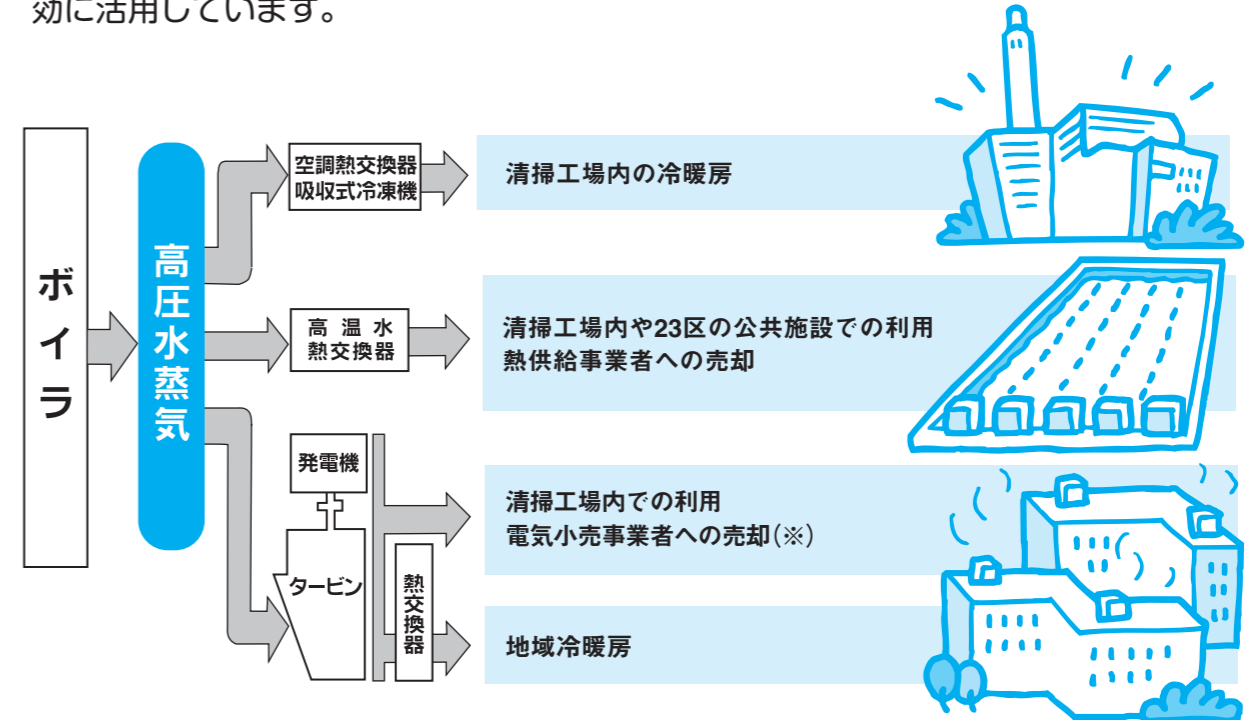
「おおた健康経営事業所」のシルバーランク認定や、全国健康保険協会（協会けんぽ）の「健康企業宣言[®]」を実施するなど、職員の健康維持・増進に取り組んでいます。また、労働安全衛生委員会に労働災害再発防止専門部会を設置し安全管理体制の強化に取り組むなど、公社としての組織的な取り組みを推進しています。

《所在地》

- 田園調布本部 大田区田園調布本町32-12（調布清掃事業庁舎^(注)）
(注) 旧調布清掃事務所の庁舎です。
- 環境資源センター 大田区京浜島3-5-7（京浜島中継所）

清掃工場での熱エネルギーの有効活用

清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行っています。つくられた電気や高温水などは、清掃工場を稼働するためのエネルギーとして利用するとともに、余った電気は小売電気事業者に売却するなど有効に活用しています。



※ごみ焼却時の未利用熱を有効に活用して発電された電気は、環境にやさしい低炭素な電気です。大田区では、全ての区立小中学校、清掃事務所等にこの電気を導入しています。

廃プラスチックのサーマルリサイクル

プラスチック類のごみを清掃工場で焼却することにより、熱エネルギーを回収し、発電等に活用することを「廃プラスチックのサーマルリサイクル」といいます。

平成20年度より家庭から出るリサイクルできないプラスチック類のごみは、「可燃ごみ」として清掃工場で焼却し、熱エネルギーを回収しています。

焼却灰と飛灰の資源化

可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。焼却灰と飛灰は、ともに埋立処分していますが、限りある埋立処分場を長く使用していくため、平成25年度からセメント原料化の取り組みを進めています。また、平成30年度からは徐冷スラグ化、令和2年度からは焼成砂化の取り組みも開始しています。

清掃工場の見学は各清掃工場へお問い合わせください。

- 大田清掃工場 電話 03-3799-5311
- 多摩川清掃工場 電話 03-3757-5383

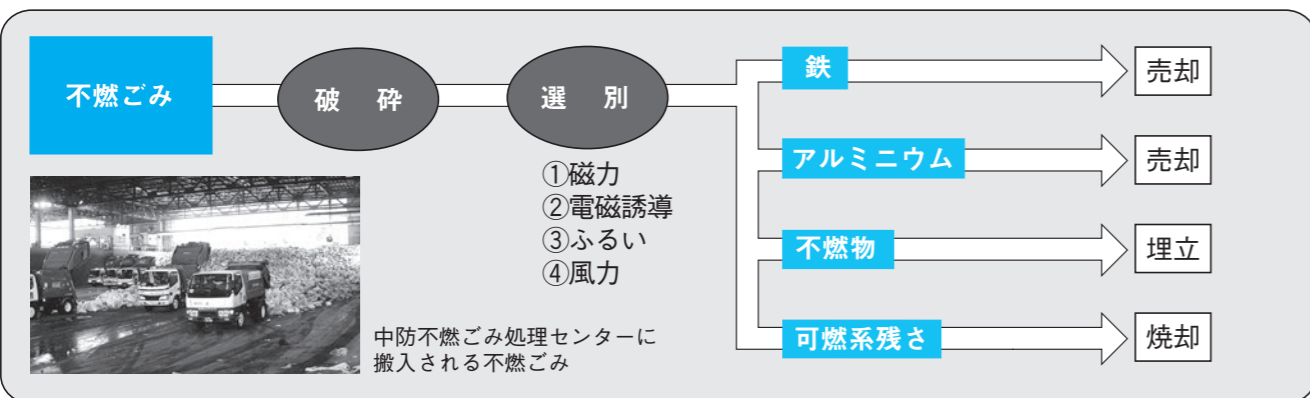
11 不燃ごみ・粗大ごみの処理

〔ごみの中間処理〕 東京二十三区清掃一部事務組合が運営

(1) 不燃ごみの処理

不燃ごみの処理は、現在ごく一部の破碎不適物を除き、中防不燃ごみ処理センター及び京浜島不燃ごみ処理センターで破碎し、鉄・アルミニウムを回収して資源化した後、残りは中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場に埋立処分をしています。

不燃ごみ処理の概略図

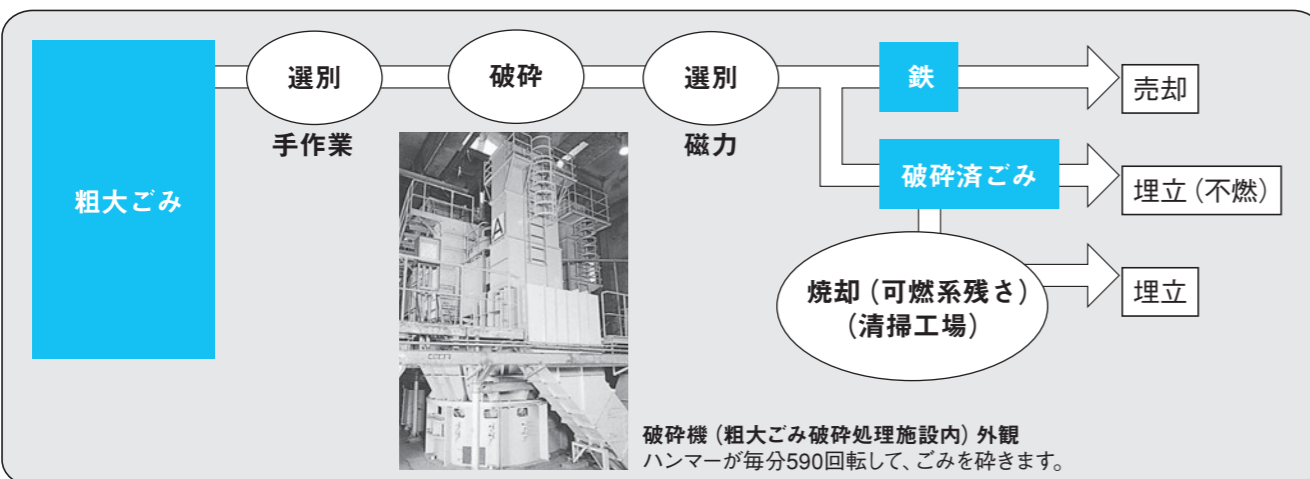


(2) 粗大ごみの処理

・粗大ごみ破碎処理施設

家具などの粗大ごみや廃木材を破碎・減容化します。破碎したごみのうち、可燃物は清掃工場で焼却処理します。不燃物・焼却不適物は、埋立処分し、鉄は資源として回収します。金属以外にも、粗大ごみの選別段階でゴルフボールや廃バッテリーなどを可能な限り回収し、売却しています。

粗大ごみ処理の概略図



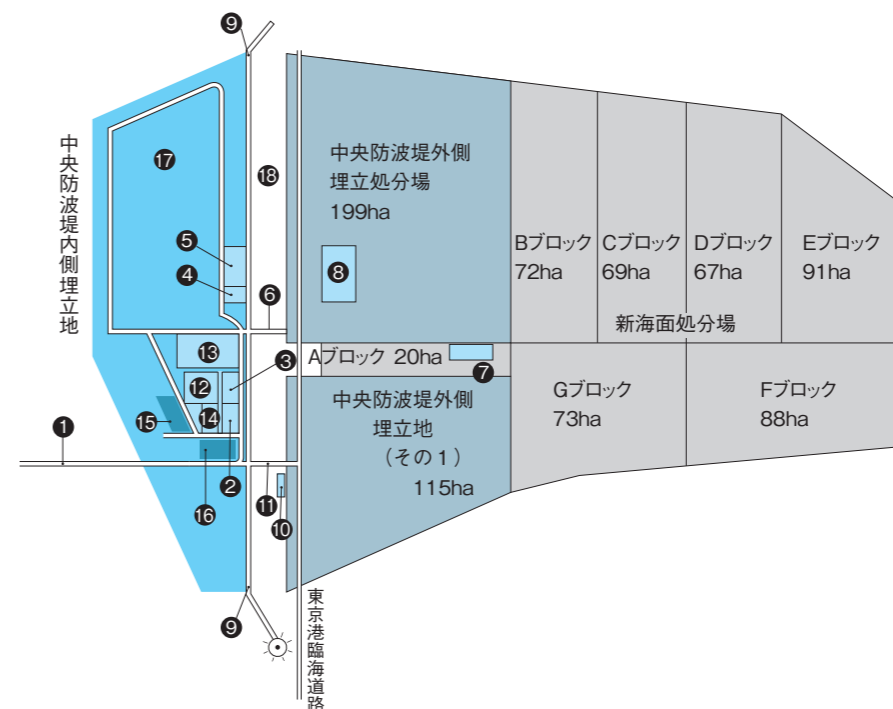
12 埋立処分場の延命

〔ごみの最終処分〕 東京都へ委託 (資料提供 東京都環境局)

埋立処分

東京都が中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場を管理運営し、埋立処分を行っています。東京23区の可燃ごみの焼却灰やガラス、金属などの不燃物は、中間処理施設で減量、減容化及び資源回収を行い、埋め立てています。

しかし、最終処分場には限界があります。新海面処分場は東京港内につくることができる最後の埋立処分場です。東京港の貴重な水域に占める最終処分場を1日でも長く使用していくために、23区ではごみの減量のための取り組みを、東京二十三区清掃一部事務組合では中間処理過程での減量、減容化及び資源化への新しい技術開発を進めています。



東京都

- ① 第二航路海底トンネル
- ② 中防合同庁舎
- ③ 第一排水処理場
- ④ ガス有効利用施設
- ⑤ 第三排水処理場
- ⑥ 海の森大橋
- ⑦ 受入管理施設
- ⑧ 調整池
- ⑨ 中央防波堤
- ⑩ 物揚場 (船舶輸送揚陸施設)
- ⑪ 中防大橋
- ⑫ 海の森公園
- ⑬ 海の森水上競技場

東京二十三区清掃一部事務組合

- ⑫ 粗大ごみ破碎処理施設
- ⑬ 中防不燃ごみ処理センター
- ⑭ 中防灰溶融施設

スーパーエコタウン関連施設

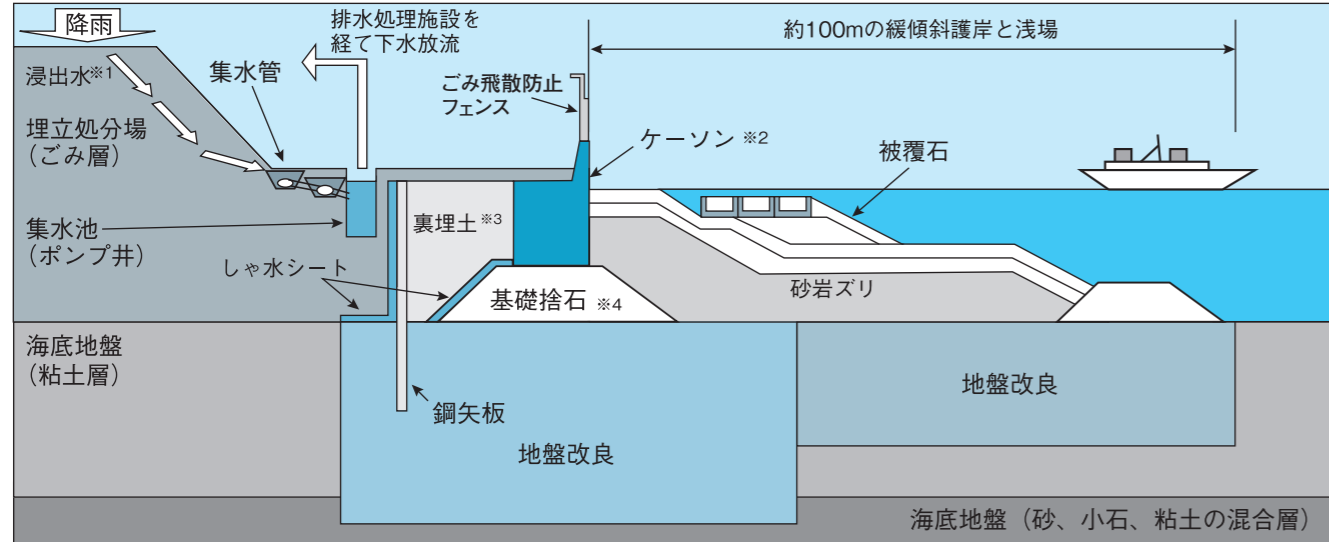
- ⑮ PCB廃棄物処理施設 (平成17年11月稼働)
- ⑯ ガス化溶融等発電施設 (平成18年8月稼働)



埋立処分場の見学は、こちらにお問い合わせください。
(公財)東京都環境公社 電話 03-3570-2230

外周護岸構造断面図（中央防波堤外側埋立処分場）

ケーソン式外周護岸（新海面処分場 B・Cブロック）



- ※1 雨がごみ層を通ることにより汚れてしみでてくる汚水
- ※2 砂や鋼滓を詰めたコンクリート製もしくは鋼製の箱
- ※3 ケーソン護岸の背後に投入する土砂
- ※4 ケーソン護岸を支えるための石

埋立処分場の移り変わり

以前は、可燃ごみの一部を焼却することができず、直接埋め立てていました。その後、全量中間処理を行うことで、埋立処分量を削減しました。また、サーマルリサイクルの実施に伴い、資源化されなかった廃プラスチックを焼却処分するとともに、現在は、焼却灰のセメント原料化や徐冷スラグ化・焼成砂化を進めて行くことで、埋立処分量のさらなる削減を図っています。



（平成6年頃） 生ごみや不燃ごみなどがそのまま埋め立てられていました。



（現在） 生ごみは燃やす、不燃ごみは破碎するなど中間処理した後、埋め立てています。

1 循環型社会をめざして

私たちの豊かな社会生活は地球環境の恵みに支えられています。しかし、自然や生態系を省みない無秩序な資源・エネルギーの開発や使用が地球環境に負荷を与え、地球の温暖化や自然災害の発生、資源の枯渇などを招き、社会生活に大きな影響が出始めています。これからも豊かな社会生活を維持していくためには、地球環境に十分配慮した行動が強く求められています。

そのためには、多くの資源・エネルギーの利用を抑制する一方、いらなくなったら捨てるという消費型の生活スタイルを改める必要があります。物を大切に使うとともに不用になったものは、もう一度、価値を見出して再活用する生活スタイルに転換し、循環型社会をめざすことが必要です。



2 わたしたちに今すぐできること

1 3Rの推進

私たちはごみを減らし、環境に対する負荷をなるべく少なくする生活の工夫が必要です。

(1) ごみを出さない生活の工夫 〈リデュース：発生抑制〉

区民一人ひとりが、日常生活のなかでごみを出さない・つぐらない工夫をする取り組みが重要です。

- ① 買い物には、買い物袋やかごを持参する。過剰包装は断る。
- ② 食料品は無駄にならないよう、必要なだけ買う。また、大根の葉なども捨てずにできるだけ調理を工夫して食べる。
- ③ 衣料品は、ほころびをつくろう、子ども服にリフォームするなどして長く使う。
- ④ 詰め替えや補充できる商品を選ぶ（シャンプー、台所洗剤など）。
- ⑤ 旅行かばんや乳幼児用品など、一時的に必要なものは積極的にレンタルを利用する。

(2) 繰り返し使う 〈リユース：再使用〉

使い終わっても捨てない。工夫や手間を繰り返し使えるものはたくさんあります。新しいものをつくるより資源やエネルギーを使いません。

- ① 修理して長く使う。
- ② フリーマーケットやリサイクルショップを活用する。

それでも出てしまったごみについては

(3) リサイクルの推進 〈リサイクル：再生利用〉

捨ててしまえば「ごみ」になってしまいますが、正しく分別すれば「資源」となるものはたくさんあります。

- ① 資源の分別を徹底する。
（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パック、びん、かん、ペットボトル）
- ② 家庭から出る資源は、区の資源回収日か、地域の集団回収に出す。
- ③ リサイクルのできる商品を購入する。




(4) その他

●グリーン購入


価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで優先的に購入する。目安は環境ラベルが付いたものを購入する。

環境ラベル



エコマーク

環境負荷項目を一定以上クリアした商品に付けられているマーク




グリーンマーク

古紙を再生使用した紙製品に付けられているマーク



PETボトル再用品
ペットボトルリサイクル推奨マーク

ペットボトルをリサイクルした製品に付けられているマーク



牛乳パック再利用マーク

使用済み牛乳パックを再利用した商品のマーク

2 食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまった食品のことです。下記のような取り組みを家庭や飲食店、スーパーなどいろいろな場面で実行することが欠かせません。

削減の工夫

(1) 食材を「買い過ぎず」「使いきる」「食べきる」

安いからといって食材を買い過ぎたり、在庫があるのを忘れて同じ食材を買ってしまったりすることは、結局使いきれずに食材を腐らせてしまう原因にもなります。

そんな無駄を防ぐためにも、買い物の前には食品の在庫を確認し、必要な物だけを買うことが大切です。

特に、野菜や生ものなどの傷みやすい食材には有効です。



(2) 食べ残しを減らし食材は残すことなく活用

食べ残しなどを減らすために、料理は食べられる量だけを作ることが大切です。食材は食べることができる箇所は全て活用し、調理にひと工夫するようにチャレンジしてください。



(3) 「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解

賞味期限や消費期限は、表示されている方法で保存した場合の、開封前の期限です。一度開封したら、期限にかかわらず早めに食べるよう心がけてください。

| | 賞味期限 | 消費期限 |
|------|---|---|
| 意味 | おいしく食べることができる期限。(best-before) 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。 | 期限を過ぎたら食べない方がよい期限。(use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。 |
| 表示 | 3か月を超えるものは年月日または年月、3か月以内のものは年月日 | 年月日 |
| 対象食品 | スナック菓子、カップめん、缶詰、レトルト食品、ハム・ソーセージ、卵など | 弁当、サンドイッチ、生めん、総菜、ケーキなど |

(4) 外出時での食べ残しを防ぐ

外出の時に、予想外に料理の量が多い、嫌いな食べ物が入っていると理由で食べきれない場合があります。食べ残しを未然に防ぐために、勇気を出して以下のような行動を心がけてください。

- ① 小盛りメニューを探してみる。
- ② 料理のボリュームを確認し、多いと感じた時には「少なめにできませんか」と聞いてみる。
- ③ あらかじめ食べられない食材は抜いてもらえないかを聞いてみる。

環境ラベル



エコマーク

環境負荷項目を一定以上クリアした商品に付けられているマーク



グリーンマーク

古紙を再生使用した紙製品に付けられているマーク



PETボトル再用品
ペットボトルリサイクル推奨マーク

ペットボトルをリサイクルした製品に付けられているマーク



牛乳パック再利用マーク

使用済み牛乳パックを再利用した商品のマーク

参考) 大田区は、これら食品ロス削減に取り組む事業者を「大田区食べきり応援団」として登録しています。

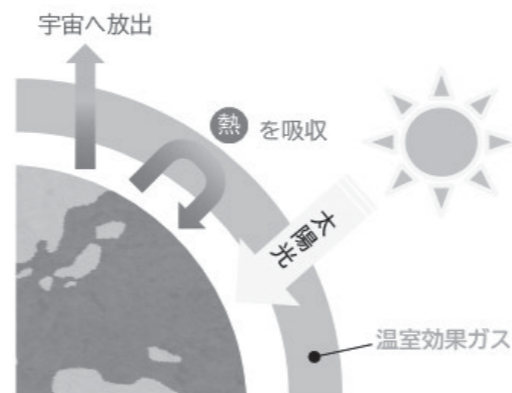


3 省エネルギー対策の実践

私たちが電気やガスを消費することで発生する二酸化炭素は、地球をあたためる温室効果ガスの代表です。

最も気温が上昇するシナリオによると、世界平均気温が21世紀末は工業化以前と比べて約4℃上昇することになり、東京では20世紀末と比べ最高気温が35℃以上となる猛暑日は30日程度増加するといわれています。（「東京都の気候変動」令和7年3月東京管区気象台より）

地球温暖化の影響を少しでも小さくするためには、私たち一人ひとりが省エネなどを実践し、二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「脱炭素ライフスタイル」にしていくことが必要です。



家庭でできる省エネルギー対策!! 毎日の暮らしの中で、心がけてみましょう!

リビングで

| ★ テレビやエアコンなどを上手に使う | 年間の節約額 | CO ₂ 削減量 |
|--------------------------------------|------------|---------------------|
| ・ テレビ画面は明るすぎないように設定する | 630円オトク | 8.2kg |
| ・ エアコンのフィルターをこまめに掃除する(月2回程度) | 1,080円オトク | 14.0kg |
| ・ 無理のない範囲でエアコンの設定温度を調整し、冷やしすぎないようにする | 1,020円オトク | 13.2kg |
| ・ 無理のない範囲で暖房の設定温度を調整し、暖めすぎないようにする | 1,800円オトク* | 23.2kg* |
| ・ こたつ布団に上掛けとこたつ敷布団をあわせて使う | 1,100円オトク | 14.2kg |

※エアコンの場合

お風呂・洗面所・トイレで

| ★ かしこく使って節水・節電 | 年間の節約額 | CO ₂ 削減量 |
|----------------------|-----------|---------------------|
| ・ こまめにシャワーを止める | 3,520円オトク | 28.9kg |
| ・ お風呂は間隔をあけずに続けて入る | 7,520円オトク | 78.3kg |
| ・ 洗濯物はまとめて洗う | 4,010円オトク | 12.8kg |
| ・ 使わない時は、電気便座のふたを閉める | 1,180円オトク | 15.2kg |
| ・ 歯磨き中、水を流しっぱなしにしない | 880円オトク | 2.4kg |

キッチンで

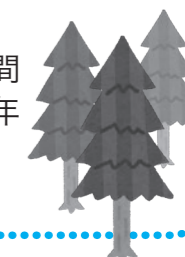
| ★ 少しの工夫で電気もガスもオトクに | 年間の節約額 | CO ₂ 削減量 |
|-------------------------------|-----------|---------------------|
| ・ 冷蔵庫は設定温度「中」や「弱」にするなど適切に調整する | 2,090円オトク | 26.9kg |
| ・ 冷蔵庫は壁から適切な間隔で設置する | 1,530円オトク | 19.7kg |
| ・ 冷蔵庫にはものを詰め込みすぎない | 1,480円オトク | 19.1kg |
| ・ 炊飯器の長時間保温はせず、使わないときはプラグを抜く | 1,050円オトク | 13.5kg |
| ・ 食器を洗うときは低温に設定する | 1,730円オトク | 18.0kg |

出典：東京都「家庭の省エネハンドブック 2025」

資源プラスチック回収も CO₂ 削減に貢献しています

令和7年度から、区内全域で資源プラスチック回収事業を実施し、年間5,531トンのCO₂削減を見込んでいます。(*1) これはスギの木約63万本が1年間に吸収するCO₂の量とほぼ同じです。(*2)

(*1) CO₂削減量については参考値です。 (*2) スギの木1本が1年間でCO₂を14.1kg吸収するとして計算



区民運動おたクールアクション

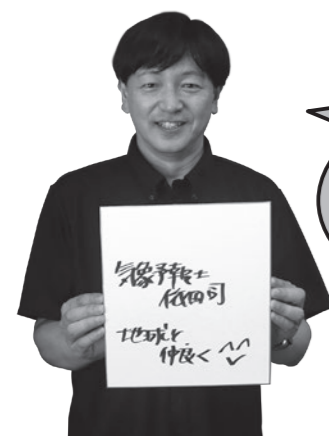


「区民運動おたクールアクション」は、事業者・団体・区民一人ひとりが地球温暖化を「自分ごと」と捉え解決のための行動

一人ひとりが実践しよう!



を実践・共有・発信し、脱炭素社会の実現を目指す区民運動です。



依田 司 さん
(大田区出身の気象予報士)

「区民運動おたクールアクション」を応援しています。地球の未来を守るため、アクションを起こしましょう!



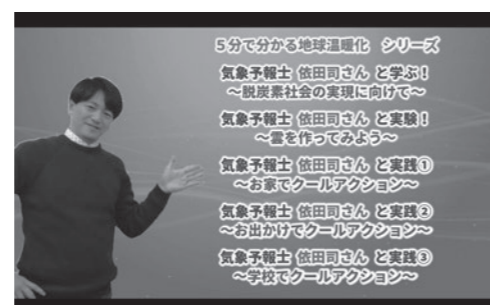
「区民運動おたクールアクション」については大田区HPでもご紹介しています。

区民運動おたクールアクション

動画「5分で分かる地球温暖化」シリーズ公開中

依田さんが地球温暖化の影響や仕組みなどを解説する動画「5分で分かる地球温暖化」シリーズを公開しています。

この動画を見て、まずはできることから実践していきましょう!!



5分で分かる地球温暖化 シリーズ
気象予報士 依田司さんと学ぶ!
～脱炭素社会の実現に向けて～
気象予報士 依田司さんと実践!
～息を作ってみよう～
気象予報士 依田司さんと実践①
～お家でクールアクション～
気象予報士 依田司さんと実践②
～お出かけでクールアクション～
気象予報士 依田司さんと実践③
～学校でクールアクション～

3 資源回収とごみ収集

(1) 資源回収

① 集団回収

資源の回収には、区が直接回収する行政回収のほか、自主的なグループの資源回収を区が支援する集団回収制度があります。集団回収とは、区民の方々が、地域で自主的なグループを作り、家庭から出る資源を回収し、大田区登録回収業者に引き渡すことで、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

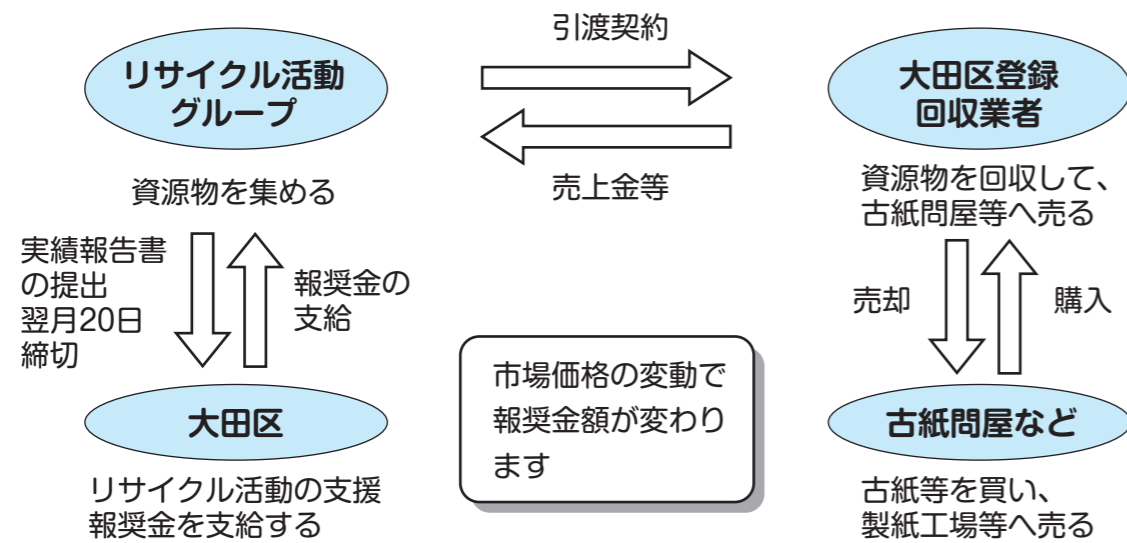
区は、回収実績に基づき要綱に定めた報奨金を支払い、グループ活動を支援しています。

★ 報奨金支給の対象となる資源は、次のとおりです。

- ・ 新聞、雑誌、段ボール、紙パック等の古紙類
- ・ 飲料用のリターナブルびん
- ・ アルミ、スチール缶等の金属類
- ・ 古着、布等の古布類



集団回収・リサイクル活動の流れ



- 集団回収は家庭から出る資源が対象です。
- 会社・事務所・商店などから出る段ボール等の資源は、集団回収の対象にはなりません。集団回収に含めることのないようご注意ください。

② 行政回収

〔集積所回収（資源・プラスチック）〕

資源とプラスチックは、それぞれ週1回「資源の日」と「プラスチックの日」の朝、8時までに集積所にお出してください。

品目によって搬送先が異なるため、回収時間と回収車両が品目ごとに違います。朝8時までに出ていない資源・プラスチックは、回収できない場合があります。

資源7品目

新聞とチラシ



雑誌と雑がみ



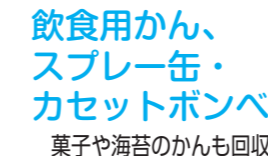
段ボール



紙パック



飲食用びん

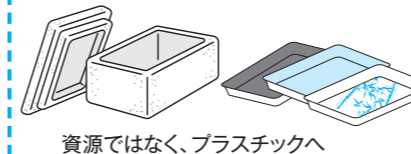


ペットボトル



プラスチックとして回収できるもの

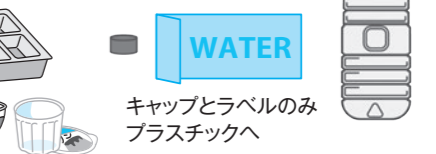
発泡スチロール・食品トレイ



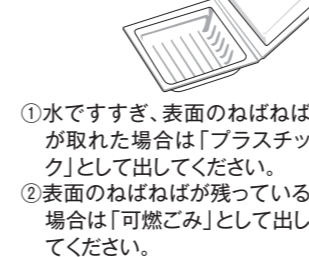
弁当・カップ麺などのプラスチック製容器



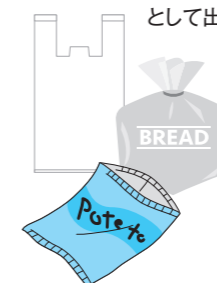
飲料用ペットボトルキャップとラベル



納豆容器



袋類



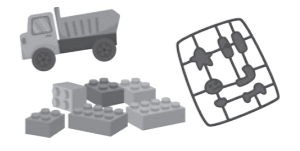
CD・DVD本体、CD・DVDケース



緩衝材

30cm程度に切ってください

おもちゃ



〔拠点回収〕

・ 廃食用油（家庭から出たもの）

店舗での回収（SAFの原料にリサイクルされます）

SAF(Sustainable Aviation Fuel)とは、「持続可能な航空燃料」です。従来の航空燃料に比べCO₂排出量を最大80%削減することが可能といわれています。

日時：各店舗の開店時間

場所：区内スーパー等店舗7か所（店舗は変更する可能性がありますのでホームページにてご確認ください。）

区施設での回収（インクの原料にリサイクルされます）

日時：毎週水曜日 午前11時～午後3時（12/29～1/3と祝日は回収しません）

場所：18か所（入新井・蒲田西特別出張所を除く各特別出張所、スマイル大森及び大田区社会福祉センター）

* 廃食用油は、ペットボトル等ふたのしまる容器に入れてお持ちください。



・ 使用済み小型家電（詳細はP.18参照）

日時：各施設の開庁時間
 場所：区内施設42か所に回収ボックスを設置
 回収品目：携帯電話（スマートフォン）、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリの10品目

・ 古着（詳細はP.19参照）

日時：各施設の実施日の午前9時～正午
 場所：区内施設18か所
 回収品目：再使用できる衣料品・皮革衣料品、フェイスタオル・バスタオル、帽子、ハンカチ、スカーフ、マフラーなど

・ 家庭用使用済みインクカートリッジ

日時：各施設の開庁時間
 場所：本庁舎1・8階、地域庁舎、消費者生活センター、特別出張所
 対象メーカー：ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HP
 ※回収対象は対象メーカー4社の純正カートリッジのみです。
 ※インクカートリッジ以外は入れないでください。（袋や箱はお持ち帰りください。）



③ 資源の再生

| 資源 | | 主な再生製品 | リサイクル率 全国数値 |
|--------|-------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 古紙 | 新聞紙 | 新聞紙、週刊誌、まんが本など | 回収率 81.7% (6年度) (公財)古紙再生促進センター調べ |
| | 段ボール | 段ボールなど | |
| | 雑誌 | 洗剤の箱、菓子箱、絵本、アルバムなど | |
| | 菓子箱など | 製紙原料 | |
| | 事務用紙等 | ちり紙、トイレトペーパーなど | |
| 紙パック | | トイレトペーパー、ティッシュペーパー、キッチンペーパーなど | 紙パックの回収率 38.9% (6年度) 全国牛乳容器環境協議会調べ |
| アルミ缶 | | アルミ缶など | リサイクル率 99.8% (6年度) アルミ缶リサイクル協会調べ |
| スチール缶 | | 鉄鋼製品 | リサイクル率 94.4% (6年度) スチール缶リサイクル協会調べ |
| ガラスびん | 無色 | ガラスびん原材料など | カレット利用率 75.4% (6年度) ガラスびん3R促進協議会調べ |
| | 茶色 | ガラスびん原材料など | |
| | 緑色 | ガラスびん原材料など | |
| | その他の色 | 塗装用骨材、タイルなど | |
| ペットボトル | | ペットボトル、衣料品、卵パックなど | 回収率 97.9% (6年度) PETボトルリサイクル推進協議会調べ |

④ 一般廃棄物持ち去り防止対策

区民が排出する資源物等は区の財産であり、持ち去り行為は区と区民との信頼関係を壊し、ごみの減量や資源のリサイクルを推進する意欲をそぐ許しがたい行為です。

1 罰則規定

区では持ち去り行為者に厳しく対処するため、一般廃棄物の持ち去り行為に対し20万円以下の罰金を科すことができる旨を条例で規定しています。（平成21年4月施行）

2 一般廃棄物持ち去り防止パトロール実施体制

一般廃棄物持ち去り防止対策として、区内集積所のパトロールを実施しています。パトロールは、区内全域の持ち去り状況の把握や持ち去り禁止シールの貼付、持ち去り行為者への注意・指導、警告書交付等を行っています。



※持ち去り禁止シール



※パトロール実施中ステッカーを貼付したパトロール車両

3 区民の皆さんにご協力いただきたいこと

持ち去り行為を抑止し、区の財産である一般廃棄物を守るには、区民の皆さんのご協力が不可欠です。集積所での持ち去り行為を発見した場合は、ごみ減量推進課（☎03-5744-1628）までお知らせください。

リサイクルは良いこと？

29ページの逆三角形の「ごみを出さない工夫」の図のとおり、リサイクルは最後の手段です。リサイクルには、物品の回収や商品化のためのエネルギーの消費やリサイクルコストが伴います。私たちの生活や行動を変えていくことが、循環型社会の推進と拡大につながります。まずは、リデュース（発生抑制）、そしてリユース（再使用）に努めましょう。

スプレー缶・カセットボンベ

大田区では使い切ったスプレー缶、カセットボンベは「資源」の日に、中身の見える袋に入れて出してください。他の品目とは混ぜないでください。



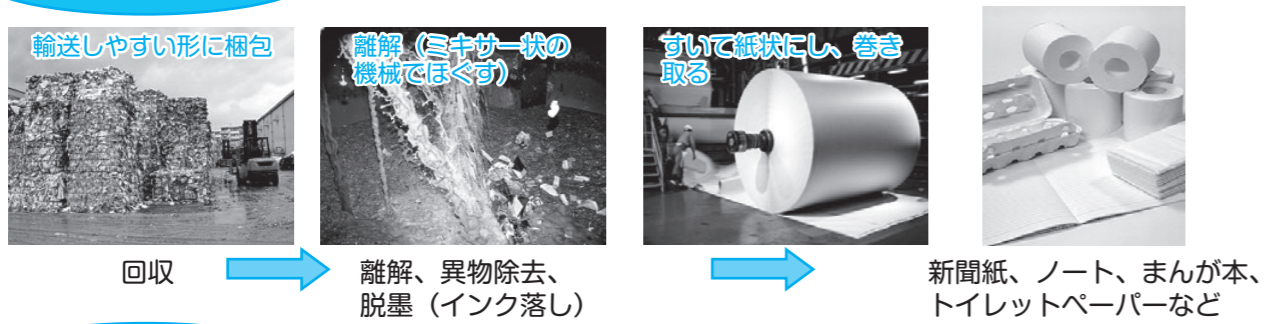
大田区資源循環イメージキャラクター
「しげんまもるくん」

区内の小学生からの応募作品740点の中から選ばれ、平成11年に制定されました。

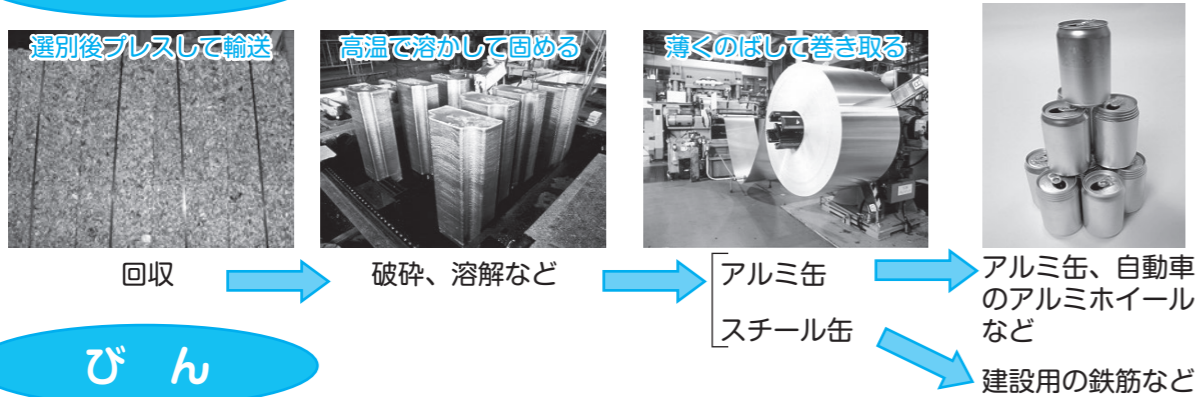
⑤ 資源の行方

集められた資源は次のような工程で再資源化されます。

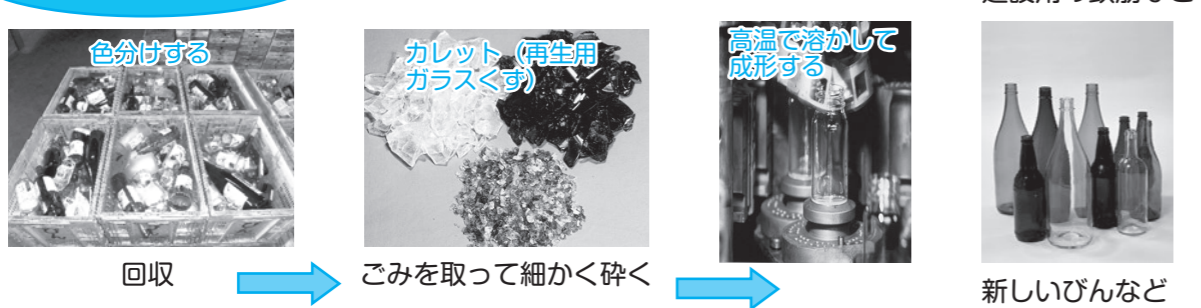
古紙



かん



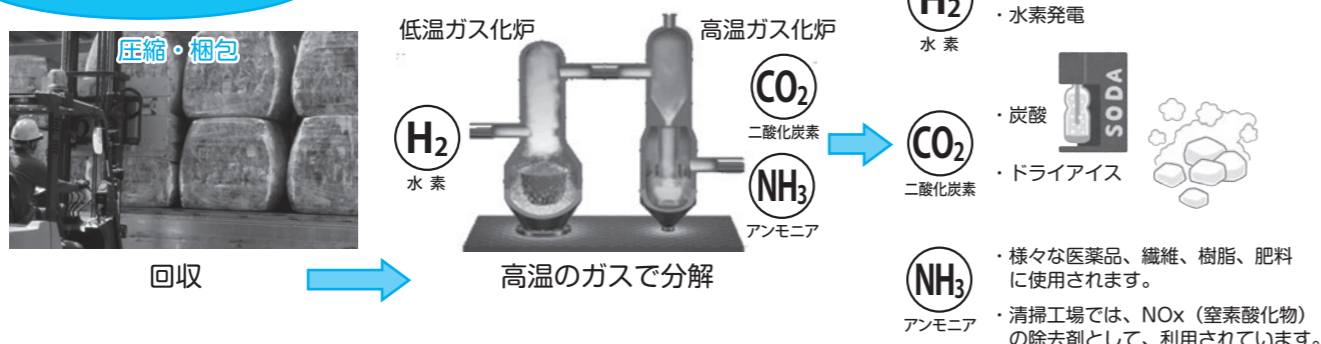
びん



ペットボトル



プラスチック



(2) ごみ収集

① 可燃ごみ・不燃ごみ収集

可燃ごみ

- 生ごみ(水切りをする)
- 再生できない紙
- 紙おむつ (汚物は取り除き袋の口は密閉する)
- 廃食用油 (紙や布にしみ込ませるか凝固剤で固める※区の施設等でも回収しています。詳細はP.35)
- ゴム製品
- 皮革製品
- 衣類 (※区の施設等でも回収しています。詳細はP.19)
- 少量の植木の枝・葉 (50cm程度に切断しひもで束ねる ※幹の太さ10cm以下)

不燃ごみ

以下の種類に分けて出してください。

- ガラス製品や陶磁器など (中身は使いきってから出す)
- 30cm未満の小型の家電製品 (※一部区の施設等でも回収しています。詳細はP.18)
- 金属類 (使い捨てカイロ、びんのふた)
- 乾電池 (※ボタン電池・充電式電池は販売店に相談してください)
- 電球・蛍光灯 (ケースに入れて出す)
- 傘
- 使い捨てライター (※使い切ってから別袋に入れ出してください)

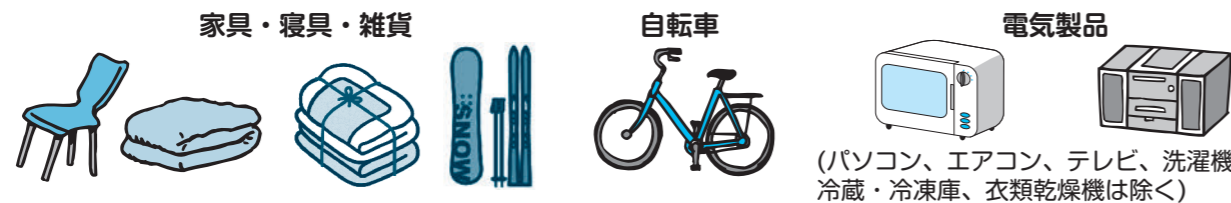
ガラス、針、刃物などの鋭利なものは、プラスチック容器や厚紙などに包んで「危険」と表示してください。

お願い・注意

- 分別のルールについては、「大田区ホームページ」や「大田区ごみ分別アプリ」、パンフレット「資源とごみの分け方・出し方」をご確認ください。
- 可燃ごみと不燃ごみは「ふたつき容器」か「透明または半透明の袋」で出してください。
- 資源とごみはマナーを守って出しましょう。不法投棄は法律で罰せられます。
- 私有地内に投棄されたごみは区では収集できません。私有地の管理者が自ら処理してください。

② 粗大ごみ収集及び自己持込み

粗大ごみとは、家庭から出る家具、寝具、電気製品などの耐久消費財で、一辺の長さがおおむね30cm以上のものです。品目（製品）で判断するので、切り刻んだり、壊したり、分解しても「粗大ごみ」として扱います。区の収集または自分で持込む場合は、大田区粗大ごみ受付センターへの申し込みが必要です。



申込先：大田区粗大ごみ受付センター

電話：0570-037-530

受付 午前8時～午後7時 毎日（12/29～1/3及び年数回の保守点検日を除く）

区の収集を希望

（申込順に月曜日～土曜日に収集します）
※1回の申し込みにつき20個まで（電話）

収集日や手数料などは、申し込みの際にご案内します。

有料粗大ごみ処理券の購入

- ①大田区発行の「有料粗大ごみ処理券」を、お近くのスーパーマーケット、コンビニエンスストア等で購入してください。
- ②処理券に名前または受付番号と収集予定日を書いて、品物ごとに収集職員の見えるところに貼ってください。

自宅へ収集



- ①収集日の朝、8時までに玄関先等申し込みの際に決めた場所へ出してください。
- ②処理券の貼っていないもの、申し込みをしていないものは収集できません。

*区の収集をご希望の場合はインターネットでも申し込みできます。区ホームページをご覧ください。（1回の申し込みにつき10個まで）

<https://www.ota-sodai.com>



自分で持込みを希望

★3日前までに申し込み
（上限件数に達すると次の持込日になります。）

★1世帯年度内4回まで
★1回の持込につき10個まで

持込場所（京浜島）は、申し込みの際にご案内します。手数料は、品目によって免除（無料）または減額します。

有料粗大ごみ処理券の購入

- ①有料の場合は、大田区発行の「有料粗大ごみ処理券」をお近くのスーパーマーケット、コンビニエンスストア等で購入してください。
- ②処理券に名前または受付番号を書いて、品物ごとに集るところに貼ってください。

区指定場所へ持込み

- ①指定した日の受入時間内に、申込者本人がお持ちください。
- ②申し込みをしていないものは受け入れません。
- ③持込場所やその周辺では「有料粗大ごみ処理券」を販売していません。また、現金による支払いはできません。
- ④運転免許証など申込者の本人確認できる公的証明書（顔写真付き）をご持参ください。
- ⑤持込場所では係員の指示に従ってください。
- ⑥車両制限：原則、自家用自動車（業務用を除く）またはレンタカー2台までです。

有料粗大ごみ処理券



粗大ごみに出す前に！

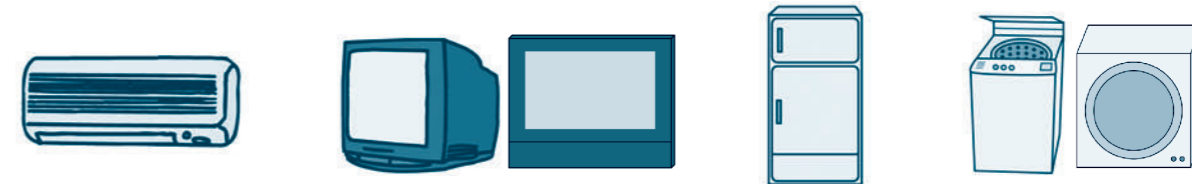
- ・知り合いに譲る
- ・リサイクルショップを利用するなど再使用を検討しましょう



(3) 区で収集できないもの

① エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

*保冷庫・冷温庫も該当します。



法律でリサイクルが義務付けられており、リサイクルのための費用がかかります。品目、大きさ、メーカーによりリサイクル料金は異なります。収集、運搬を依頼した場合は別途、収集・運搬料金がかかります。

●リサイクル料金（令和8年2月～）

| エアコン | テレビ | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機・衣類乾燥機 |
|-------|---------|---------|-----------|
| 550円～ | 1,320円～ | 3,740円～ | 2,530円～ |

引き取り依頼先

- ・製品を購入した販売店、または買い換えをする販売店へ引き取り依頼してください。
- ・引き取り依頼する販売店がない場合は下記へ

家電リサイクル受付センター

☎：0570-087-200（月～金 午前9時～午後5時）
（祝日及び年末年始を除く。）

※インターネットでも申し込みできます。
<https://kaden23rc.jp>

- ・ご自分で持ち込む場合、区内には下記2か所の指定引取場所があります。

| 区内の指定引取場所 | 所在地 | 電話 | 営業時間 |
|------------------|---------------------------------|--------------|--|
| (株)ロジネットジャパン 東日本 | 京浜島 3-3-12 | 03-5755-9400 | 月～金（祝日、お盆、年末年始を除く）、土（不定休） 午前9時～正午、午後1時～午後5時 受付は午後4時30分まで |
| 岡山県貨物運送(株) 京浜支店 | 平和島 2-1-1 (京浜トラクターマinal10号棟) | 03-3762-8261 | 月～土（祝日、お盆、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時（土は正午まで） 受付は午後4時30分、土は午前11時30分まで |

※事前に郵便局でリサイクル料金の振り込み（振込手数料が別途必要）を行い、「払込受付証明書」を貼付したリサイクル券を持参してください。なお、土曜日は家電リサイクル料金の振込業務は行われていません。

※（一財）家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページにおいてメーカー別のリサイクル料金等をご覧ください。<https://www.rkc.aeha.or.jp/>

② 家庭用パソコン

メーカーによる回収

申込方法

- ◆回収の申し込みは、廃棄するパソコンのメーカーの受付窓口へご相談ください。
- ◆各メーカーの受付窓口の連絡先や、廃棄するパソコンのメーカーが不明な場合等でお困りの際は、パソコン3R推進協会へお問い合わせください。

パソコン3R推進協会 ☎ 03-5282-7685

【月～金（祝日除く）午前10時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページ▶▶▶ <https://www.pc3r.jp/>

宅配業者による回収

申込方法


- ◆回収は、国の認定を受けたリネットジャパンリサイクル(株)にて申し込みをしてください。
- ◆パソコン本体を含む回収は、1箱分の回収料金が無料になります。詳しくはリネットジャパンリサイクルホームページもしくは下記へお問い合わせください。

リネットジャパンリサイクル(株) ☎ 0570-085-800

【午前10時～午後5時（年末年始除く）】

ホームページ▶▶▶ <https://www.renet.jp/>

③ 電池 (P.11参照)

| | 一次電池 (使いきり電池) | 二次電池 (充電式電池) |
|------|---|---|
| 種類 | アルカリボタン電池 酸化銀電池 空気(亜鉛)電池 | ニカド電池 ニッケル・水素電池 リチウムイオン電池 など  |
| 用途 | 電子玩具、デジタル体温計 腕時計、補聴器など | シェーバー、ビデオカメラ、電子タバコ ハンディ扇風機、コードレス電話など |
| 処分方法 | 回収箱を置いている 販売店もあります。 販売店に相談してく ださい。 | 処分方法については区ホームページを ご確認ください。 区ホームページアドレス https://www.city.ota.tokyo.jp/seikatsu/gomi/shigentogomi/kogata.html |

上記全ての電池は処分の際、ショートを防ぐ意味から
プラス極、マイナス極にセロテープを貼って絶縁してください。

*一次電池(使いきり電池)は区の不燃ごみで収集しています。

④ その他

- ★有害性のあるもの
- ★著しく悪臭を発するもの
- ★危険なもの
- ★引火性のあるもの



【例】ガスボンベ等(プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等)、石油類(ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等)、工業薬品(塩酸、硫酸、硝酸、クロム等)花火、マッチ、印刷インク、現像液、自動車用燃料添加剤、特別管理一般廃棄物(PCB部品、感染性廃棄物等)、毒物及び劇物

★その他のもの

【例】自動車、タイヤ、ピアノ、石・砂・土、灰、耐火金庫、薬品類、その他液状のものなど
これらのものは、製造元や販売店に相談してください。



二輪車のリサイクル

●二輪車リサイクルコールセンター 電話:050-3000-0727

自動車リサイクル促進センター

URL <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



消火器のリサイクル

●消火器リサイクル推進センター 電話:03-5829-6773

URL <https://www.ferpc.jp/>

一口メモ



携帯電話はごみに出さず、小型家電回収ボックスでリサイクルしましょう。

携帯電話、PHS端末には、金・銀などの貴金属、マグネシウム、チタンなどの希少金属が使用されています。貴重な資源として再利用することができます。

4 集積所について

区内には、約34,000か所の集積所があります。清掃や防鳥ネットの管理など、集積所は地域の方々の自主的な管理により維持されています。

集積所を清潔に維持するには、ごみを出される方々一人ひとりが、ごみの分け方、出し方のルールを守ることが大切です。

(1) 集積所の決め方

集積所の位置や利用者は、その地域に住む方々が話し合って決めています。

集積所の設置は、収集車が通行できる公道に面し、収集が安全に行える場所でなければなりません(交差点内等、道交法上安全上問題のある場所には設置できません)。

集積所の新設、移動、分散を行う場合は、事前に清掃事務所への相談が必要です。

(2) 集積所の改善(ふれあい指導)

集積所に資源やごみを出す人たちが、ごみの分別や排出時間などのルールを守らないと、その集積所にはごみが散乱し、時には不法投棄の場所になるなど、改善が必要になります。このような集積所については、清掃事務所が、集積所利用者へのマナー向上のPR活動や、集積所に警告看板を掲示するなど、各種の活動を行っています。清掃事務所にはこうした活動を専門に行う「ふれあい指導班」を置いています。

(3) 集合住宅等、大規模建築物を建てる場合

大規模建築物(延べ床面積3,000㎡以上)には、条例で廃棄物保管場所を敷地内に設置することが義務付けられています。また、延べ床面積3,000㎡未満の中・小規模集合住宅及び事業用建築物についても、建築計画段階で廃棄物保管場所及び集積所の設置について、清掃事務所への事前協議が必要です。

5 高齢者・障がい者への支援事業

(1) 戸別収集事業

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、自ら集積所へごみを持ち出すことが困難であり、身近な人などの協力を得ることができない世帯。

- ①要介護2以上に認定されている方
 - ②身体障害者障害程度1級または2級に認定されている方
 - ③その他、区長が認める方
- ※事前に審査があります。

(2) 粗大ごみの運び出し収集事業

次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯で、身近な人などの協力が困難で、自ら屋内から運び出すことができない場合。

- ①65歳以上の高齢者
 - ②障がい者
- ※事前に訪問調査をします。運び出しは無料ですが、粗大ごみ処理手数料は有料です。

6 廃棄物処理手数料の減免制度

生活保護、中国残留邦人等支援給付、児童扶養手当、特別児童扶養手当、老齢福祉年金等を受けている方や天災、火災等に罹災された方を対象に、廃棄物処理手数料を減額または免除する制度です。

申請問合せ先 住所の地域を管轄している清掃事務所

7 不法投棄

・不法投棄等の連絡先

《道路上の不法投棄》

| | | |
|-----|---------------|----------------|
| 国道 | 東京国道事務所 品川出張所 | ☎ 03-3799-6315 |
| 都道 | 東京都第二建設事務所 | ☎ 03-3774-8185 |
| 区道 | 大森地域 | |
| | ⇒地域基盤整備第一課 | ☎ 03-5764-0629 |
| | 蒲田地域、荏谷・羽田地域 | |
| | ⇒地域基盤整備第二課 | ☎ 03-5713-2006 |
| | 調布地域 | |
| | ⇒地域基盤整備第三課 | ☎ 03-3726-4300 |
| 集積所 | 管轄の清掃事務所 | |
| | 大森清掃事務所 | ☎ 03-3774-3811 |
| | 蒲田清掃事務所 | |
| | (調布地区) | ☎ 03-6459-8201 |
| | (蒲田地区) | ☎ 03-6451-9535 |

《私有地内の不法投棄》

マンション、アパート、駐車場等の私有地内に不法投棄されたごみなどは管理者の責任で処分しなければなりません。

私有地の所有者や管理者は、日常から不法投棄をされないように管理をする必要があります。

第3章 資料編

1 大田区の収集処理量

表1 資源の回収量 (単位 t)

| | 古紙 | 布類 | びん | かん | ペットボトル | 食品トレイ・発泡スチロール | プラスチック | 廃食用油 | 合計 |
|-------|--------|----|-------|-------|--------|---------------|--------|------|--------|
| 行政回収 | 14 | 0 | 4,962 | 1,587 | 3,431 | 99 | 1,858 | 10 | 23,894 |
| 集団回収 | 8,301 | 66 | 1 | 186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,567 |
| 6年度合計 | 21,985 | 66 | 4,963 | 1,773 | 3,431 | 99 | 1,858 | 10 | 32,461 |
| 5年度合計 | 23,122 | 58 | 5,212 | 1,824 | 3,370 | 126 | 936 | 9 | 34,657 |

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある (※集団回収は748団体)

表2 ごみの収集量【区収集ごみ量】 (単位 t)

| | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 合計 |
|---------------|---------|-------|-------|---------|
| 大森清掃事務所 | 36,765 | 990 | 1,619 | 39,374 |
| 蒲田清掃事務所(調布地区) | 28,634 | 761 | 1,423 | 30,818 |
| 蒲田清掃事務所(蒲田地区) | 45,803 | 1,199 | 2,112 | 49,114 |
| 6年度合計 | 111,202 | 2,950 | 5,154 | 119,306 |
| 5年度合計 | 113,829 | 3,085 | 5,503 | 122,417 |

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある
※上記粗大ごみについては、区民による粗大ごみ中継所への自己持込み受入れ量も含む

表3 ごみの処理・処分量 (単位 t)

| 処分及び処分場 | | 大森清掃事務所 | 蒲田清掃事務所(調布地区) | 蒲田清掃事務所(蒲田地区) | 合計 |
|-----------------|-----------------------------|---------|---------------|---------------|---------|
| 可燃ごみ 【焼却】 | 多摩川清掃工場 | 11,323 | 24,093 | 24,386 | 59,802 |
| | 大田清掃工場 | 10,072 | 4,524 | 20,875 | 35,471 |
| | 大田清掃工場 第一工場 | 15,370 | 17 | 542 | 15,929 |
| | 品川清掃工場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 目黒清掃工場 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 小計 | 36,765 | 28,634 | 45,803 | 111,202 |
| 不燃ごみ 【破碎・減容】 | 京浜島不燃ごみ処理センター | 1,790 | 0 | 0 | 1,790 |
| 粗大ごみ 【破碎・減容】 | 粗大ごみ破碎処理施設 京浜島不燃ごみ処理センター | 2,396 | 0 | 1,467 | 3,863 |
| 6年度合計 | | 40,951 | 28,634 | 47,270 | 116,855 |

※品目ごとに小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わないことがある

表4 ピックアップ分資源回収量 (単位 t)

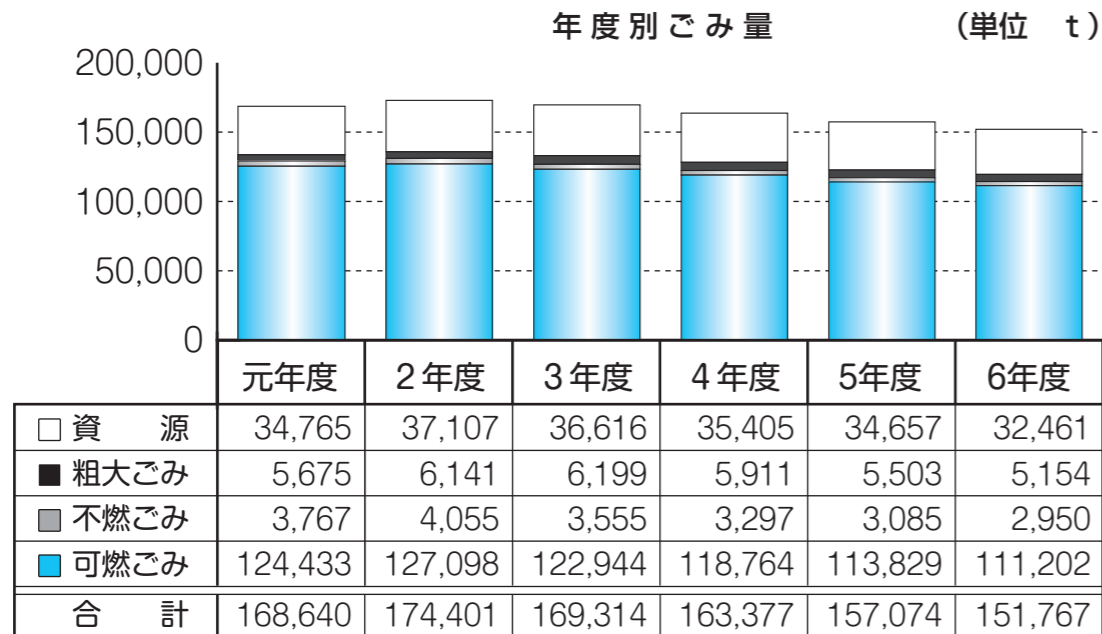
| | 携帯電話 | 携帯電話除く9品目 | その他有価物 | 6年度合計 |
|------|------|-----------|----------|----------|
| 不燃ごみ | 0.84 | 10.66 | 855.26 | 866.76 |
| 粗大ごみ | - | - | 1,231.22 | 1,231.22 |

表5 一人・1kg 当たりの処理経費

| | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 大田区の人口 | 729,214人 | 734,114人 | 739,701人 |
| ごみ量 | 191,294 t | 183,037 t | 178,617 t |
| ごみ処理経費 | 約87.3億円 | 約89.6億円 | 約91.7億円 |
| 区民一人当たりのごみ量 | 約262kg | 約249kg | 約241kg |
| 区民一人当たりのごみ処理経費 | 約11,972円 | 約12,205円 | 約12,397円 |
| ごみ1kg当たりの処理経費 | 約46円 | 約49円 | 約51円 |
| リサイクル事業に係る経費 | 約17.6億円 | 約20.6億円 | 約23億円 |
| 区民一人当たりのリサイクル経費 | 約2,414円 | 約2,806円 | 約3,109円 |

※人口は、各年度の10月1日現在の人口を表す。
※ごみ量は、区収集ごみ量と、持込ごみ量(事業系ごみ)の合計値である。
※令和3年度のごみ処理経費に一部誤りがあったため、今回掲載分から数値を修正のうえ記載しています。

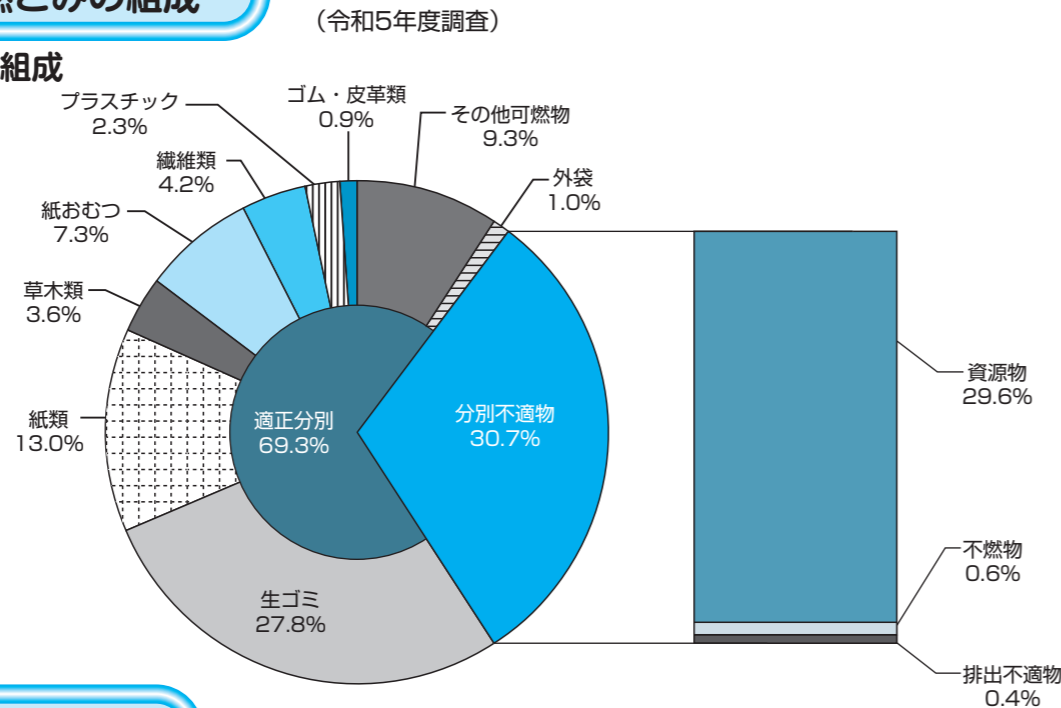
グラフ1 年度別ごみ量



※過去の実績値については、集計方法の変更等により、一部修正のうえ記載しています。
 ※資源は、令和4年10月からプラスチック分が含まれています。

2 大田区の可燃ごみの組成

グラフ2 区のごみの組成



3 大田区の粗大ごみ量

表6 粗大ごみ排出品目 上位5品目

| 令和5年度 | | | | 令和6年度 | | | |
|-------|------------|---------|-------|-------|------------|---------|-------|
| 順位 | 品目 | 個数 | 排出率 | 順位 | 品目 | 個数 | 排出率 |
| 1 | ふとん | 64,454個 | 7.57% | 1 | ふとん | 61,039個 | 8.33% |
| 2 | 箱物家具特小(注1) | 50,268個 | 5.90% | 2 | 箱物家具特小(注1) | 52,577個 | 7.17% |
| 3 | いす | 36,834個 | 4.33% | 3 | いす | 36,805個 | 5.02% |
| 4 | 衣装箱 | 33,354個 | 3.92% | 4 | 衣装箱 | 30,327個 | 4.14% |
| 5 | 箱物家具小(注2) | 21,040個 | 2.47% | 5 | 箱物家具小(注2) | 20,414個 | 2.79% |

46 ※平成29年10月に品目改正
 (注1) 高さの合計135cm未満の棚・たんす等を「箱物家具特小」とした。
 (注2) 高さの合計135cm～180cm未満の棚・たんす等を「箱物家具小」とした。

4 23区のごみ収集量と資源回収量

表7 23区のごみ収集量と資源回収量^{*1} (令和6年度)

| 区名 | 総人口(人) | 世帯数 | 資源回収量(t) ^{*2} | | | 区収集ごみ量(t) ^{*2} | | | |
|-----|-----------|-----------|------------------------|---------|---------|-----------------------------|-----------|-----------|--------------|
| | | | 区回収 | 集団回収 | 計 | 可燃ごみ ^{*3} (うち管路収集) | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 計 |
| 千代田 | 68,981 | 39,536 | 4,442 | 1,246 | 5,688 | 13,658.41 | 496.85 | 601.22 | 14,756.48 |
| 中央 | 186,496 | 106,145 | 10,789 | 3,858 | 14,647 | 31,930.29 | - | 1,418.96 | 33,349.25 |
| 港 | 268,030 | 154,139 | 15,917 | 4,712 | 20,629 | 47,496.94(1,944.12) | 1,226.42 | 2,174.12 | 50,897.48 |
| 新宿 | 352,628 | 231,351 | 15,281 | 4,601 | 19,882 | 60,507.85 | 1,267.82 | 2,927.45 | 64,703.12 |
| 文京 | 234,956 | 130,757 | 9,441 | 3,236 | 12,676 | 38,088.86 | 1,212.17 | 1,294.37 | 40,595.40 |
| 台東 | 215,535 | 136,622 | 8,496 | 3,641 | 12,136 | 36,651.91 | 524.32 | 1,505.54 | 38,681.77 |
| 墨田 | 287,445 | 170,279 | 10,617 | 3,248 | 13,864 | 44,426.93 | 1,252.83 | 2,373.76 | 48,053.52 |
| 江東 | 541,380 | 293,885 | 18,801 | 10,508 | 29,309 | 82,791.41(1,594.54) | - | 3,650.12 | 86,441.53 |
| 品川 | 412,421 | 237,901 | 19,064 | 6,208 | 25,272 | 60,807.71(2.68) | 2,051.78 | 1,922.44 | 64,781.93 |
| 目黒 | 281,001 | 161,242 | 6,640 | 9,955 | 16,595 | 44,499.27 | 1,557.28 | 2,714.04 | 48,770.59 |
| 大田 | 739,701 | 417,968 | 26,288 | 8,567 | 34,855 | 111,201.75 | 1,789.73 | 3,863.11 | 116,854.59 |
| 世田谷 | 923,135 | 502,587 | 37,387 | 5,480 | 42,867 | 151,793.95 | 3,242.71 | 7,861.64 | 162,898.30 |
| 渋谷 | 231,751 | 143,927 | 13,865 | 1,968 | 15,832 | 40,809.52 | 1,432.50 | 1,421.47 | 43,663.49 |
| 中野 | 341,440 | 217,737 | 8,981 | 10,841 | 19,822 | 50,270.99 | 145.31 | 2,562.61 | 52,978.91 |
| 杉並 | 577,467 | 334,696 | 29,413 | 3,608 | 33,020 | 83,449.08 | 2,211.70 | 3,500.10 | 89,160.88 |
| 豊島 | 294,727 | 188,240 | 14,017 | 1,964 | 15,982 | 44,855.52 | 122.57 | 2,392.13 | 47,370.22 |
| 北 | 361,600 | 211,197 | 15,070 | 4,491 | 19,561 | 52,645.44 | 136.15 | 2,127.64 | 54,909.23 |
| 荒川 | 221,662 | 124,809 | 1,448 | 8,787 | 10,235 | 36,589.43 | 105.89 | 1,294.19 | 37,989.51 |
| 板橋 | 578,456 | 334,205 | 20,885 | 10,249 | 31,134 | 87,169.30 | - | 4,143.66 | 91,312.96 |
| 練馬 | 745,807 | 395,221 | 30,618 | 7,435 | 38,054 | 108,785.40 | 2,244.12 | 5,076.00 | 116,105.52 |
| 足立 | 697,672 | 378,392 | 22,881 | 6,545 | 29,426 | 115,356.55 | 265.41 | 3,354.02 | 118,975.98 |
| 葛飾 | 469,754 | 252,461 | 18,811 | 4,598 | 23,410 | 72,347.11 | 1,161.69 | 2,318.63 | 75,827.43 |
| 江戸川 | 693,685 | 359,275 | 23,047 | 6,866 | 29,913 | 106,101.67 | 1,873.13 | 4,812.75 | 112,787.55 |
| 計 | 9,725,730 | 5,522,572 | 382,197 | 132,613 | 514,810 | 1,522,235.29(3,541.34) | 24,320.38 | 65,309.97 | 1,611,865.64 |

端数処理のため、個々の計と合計の数値が一致しない場合があります。

*1 東京二十三区清掃一部事務組合提供(人口基準日令和6年10月1日)

*2 区収集ごみ量と資源回収量には、一部事業系ごみ・資源が含まれています。

*3 管路収集：臨海副都心で行われていて、貯留されたごみを輸送管内の空気のみで自動的に清掃工場に運搬する収集形態。

5 23区の清掃工場

表8 23区の清掃工場の能力等

令和7年12月現在

| 清掃工場名 | しゅん工 年月 | 敷地面積 (約㎡) | 型式 | 設計最高 発熱量 (kJ/kg) | 規模 (トン×稼数) | 焼却能力 (トン/日) | 煙突 高さ (m) | 余熱利用 | |
|-------|----------------|--------------|----------------|------------------------|---------------|----------------|-----------------|------------|--------|
| | | | | | | | | 発電出力 kW | 工場外熱供給 |
| 大田 | 【新】 平成 26.9 | 92,000 | タクマ SNF型 | 14,800 | 300×2 | 600 | 47 | 22,800 | — |
| | 【第一】 平成 2.3 | | タクマ HN型 | 12,600 | 200×3 | 600 | 41 | 9,000 | — |
| 多摩川 | 平成 15.6 | 32,000 | IHI 回転ストーカ式 | 12,100 | 150×2 | 300 | 100 | 6,400 | ○ |
| 有明 | 平成 7.12 | 24,000 | 三菱重工 マルチン式 | 14,200 | 200×2 | 400 | 140 | 5,600 | ○ |
| 千歳 | 平成 8.3 | 17,000 | 川崎重工 サン形 | 12,100 | 600×1 | 600 | 130 | 12,300 | ○ |
| 墨田 | 平成 10.1 | 18,000 | 日立造船 デ・ロール式 | 13,000 | 600×1 | 600 | 150 | 13,000 | ○ |
| 新江東 | 平成 10.9 | 61,000 | タクマ HN型 | 13,400 | 600×3 | 1,800 | 150 | 50,000 | ○ |
| 港 | 平成 11.1 | 29,000 | 三菱重工 マルチン式 | 13,400 | 300×3 | 900 | 130 | 22,000 | — |
| 豊島 | 平成 11.6 | 12,000 | IHI 散気管式 | 13,400 | 200×2 | 400 | 210 | 7,800 | ○ |
| 渋谷 | 平成 13.7 | 9,000 | 荏原 旋回流式 | 13,400 | 200×1 | 200 | 150 | 4,200 | — |
| 中央 | 平成 13.7 | 29,000 | 日立造船 デ・ロール式 | 13,400 | 300×2 | 600 | 180 | 15,000 | ○ |
| 板橋 | 平成 14.11 | 44,000 | 住友重機械 W+E式 | 12,100 | 300×2 | 600 | 130 | 13,200 | ○ |
| 足立 | 平成 17.3 | 37,000 | 荏原 HPCC型 | 12,100 | 350×2 | 700 | 130 | 16,200 | ○ |
| 品川 | 平成 18.3 | 47,000 | 日立造船 デ・ロール式 | 12,100 | 300×2 | 600 | 90 | 15,000 | ○ |
| 葛飾 | 平成 18.12 | 52,000 | タクマ SN型 | 12,100 | 250×2 | 500 | 130 | 13,500 | ○ |
| 世田谷 | 平成 20.3 | 30,000 | 川崎重工 流動床式 | 12,100 | 150×2 | 300 | 100 | 6,750 | ○ |
| 練馬 | 平成27.11 | 15,000 | JFEハイパー 21ストーカ | 14,300 | 250×2 | 500 | 100 | 18,700 | ○ |
| 杉並 | 平成 29.9 | 36,000 | 日立造船 デ・ロール式 | 14,300 | 300×2 | 600 | 160 | 24,200 | ○ |
| 光が丘 | 令和 3.3 | 23,000 | タクマ SNF型 | 13,500 | 150×2 | 300 | 150 | 9,150 | ○ |
| 目黒 | 令和 5.3 | 29,000 | JFEハイパー 21ストーカ | 13,500 | 300×2 | 600 | 150 | 21,500 | ○ |

- * 東京二十三区清掃一部事務組合提供
- * 北清掃工場、江戸川清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。
- * 発熱量の単位変換 1[kJ] = (1/4.18) [kcal] = 0.239[kcal]

6 清掃と3Rの歴史

参考「東京都清掃事業百年史」

【江戸時代】 ……ごみ処理・リサイクルは営利事業

ほぼ完全なリサイクル社会で、さまざまな不用品を回収再生する産業が発達していた。空き地や堀・川等に捨てられた都市のごみは、不法投棄から生じる社会問題であった。ごみは、障害物であるとして、収集・運搬・処分の請負人を指定し、それを監視する町役人を決めた。ごみによる江戸湾の埋め立てが開始された。

【明治時代】 ……ごみ処理の公共事業化（伝染病対策）

近代産業が勃興すると、工業原料を供給するために、再生資源業界は、隆盛を極めた。再生資源業界は、資源が乏しい日本の産業に安価で安定した原料を供給した。開国によって、コレラ・ペスト等の伝染病が大流行したために、公衆衛生対策として1900年(明治33年)に「汚物掃除法」が制定された。これにより、清掃事業が自治体の管理下に置かれ、都市衛生のために一般廃棄物は、焼却処分されるようになった。再利用より衛生が重視された。

【昭和初期】 ……分別回収始まる

昭和5年の「汚物掃除法」改正により、「厨芥(生ごみ)」と「雑芥」の公的分別収集が始まった。その理由は、焼却量の削減と、ハエ発生防止が目的であった。厨芥は、肥飼料として再利用された。

【戦時下】 ……分別回収の徹底

戦時体制化での人手不足、物資不足に対応するため、ごみ減量運動と戦争資源確保のための廃品利用が進んだ。昭和16年の「汚物掃除法施行規則」一部改正により①厨芥②可燃③不燃3分別容器の分別回収となり、東京市においては更に①紙②廃品③燃料④厨芥⑤細塵土砂⑥灰じんの6区分が実施された。「ごみを出さない」「ごみを分別して資源にする」運動が積極的に推し進められた。東京では、昭和20年4月からごみ収集が中止となった。

【戦後】

1947年(昭和22年)から、都は生活環境保全の観点から、厨芥と雑芥の分別回収を再開した。1954年(昭和29年)「清掃法」成立。国と都道府県の責務、市町村の義務、住民の協力義務を規定。1961年(昭和36年)から都内で、ポリ容器での混合収集が開始した。昭和30年代より有価物(紙・布・金属・びん等)の地域ぐるみでの集団回収が進んだ。

【大量消費社会】 ……公害・ごみ戦争

1970年(昭和45年)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)が地域環境保全のために、制定された。有害な産業廃棄物の排出を背景に、産業廃棄物の排出者責任が明記された。プラスチックやビニールなどの新素材のごみの増大、電化製品のごみ化、粗大ごみの増加など、ごみの内容が大きく変化したため1971年から粗大ごみ収集が、1973年(昭和48年)から焼却不適ごみの分別回収が、全区で実施された。

【現在】 ……3R リサイクル推進・循環型社会

1991年(平成3年)に地球環境保全の観点から「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」、2000年(平成12年)に循環社会構築のために「循環型社会形成推進基本法」が制定された。

<大田区の動き>

- 1990年(平成2年) 大田区役所リサイクル担当を置く
- 1991年(平成3年) 粗大ごみ有料化、集団回収事務 都から区へ移管
- 1992年(平成4年) 資源分別回収モデル事業開始、紙パック拠点回収開始
- 1993年(平成5年) 東京都推奨袋制度開始（炭酸カルシウム入りポリ袋での排出）
- 1995年(平成7年) 食品トレイ・ペットボトル拠点回収開始
- 1996年(平成8年) 事業系ごみ全面有料化。大田区リサイクル推進課発足。清掃事業担当を置く。
- 1999年(平成11年) 古紙の集積所回収開始（東京ルールⅠ）
- 2000年(平成12年) 清掃事業の東京都から特別区へ移管。大田区清掃部発足
- 2002年(平成14年) びん・かんの集積所回収開始
- 2006年(平成18年) ペットボトル・食品トレイ・紙パックの集積所回収開始。サーマルリサイクルモデル収集事業開始
- 2007年(平成19年) サーマルリサイクルモデル収集事業区内全域拡大。ごみの分別基準変更（廃プラスチック、皮革、ゴム類が不燃ごみから可燃ごみへ）
- 2008年(平成20年) サーマルリサイクル本格実施。事業系有料ごみ処理券料金改定
- 2009年(平成21年) 23区推奨袋制度廃止。環境清掃部に組織改正
- 2011年(平成23年) 大森清掃事務所新庁舎完成
- 2012年(平成24年) 資源モデル回収事業開始（容器包装プラスチック資源回収）
- 2013年(平成25年) 小型家電リサイクル事業開始。26か所。事業系有料ごみ処理券料金改定
- 2015年(平成27年) 9月、資源モデル回収事業終了。10月、発泡スチロールの集積所回収開始
- 2016年(平成28年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業（大森1/2地域）
- 2016年(平成28年) 小型家電リサイクル拠点回収場所、5月、図書館10館増設。12月、消費者生活センター等6か所増設。合計42か所
- 2017年(平成29年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業（大森・調布地域全域に拡大）
- 2017年(平成29年) 10月、事業系有料ごみ処理券料金改定
- 2018年(平成30年) 4月、不燃ごみ適正処理及び資源化事業（区内全域実施）
- 2019年(平成31年) 4月、古着の行政回収モデル事業開始
- 2021年(令和3年) 2月、蒲田清掃事務所 移転
- 2021年(令和3年) 4月、蒲田清掃事務所に多摩川清掃事業所が統合
- 2022年(令和4年) 4月、蒲田清掃事務所に調布清掃事業所が統合
- 2022年(令和4年) 11月、資源プラスチック回収事業開始（一部地域で先行実施）
- 2023年(令和5年) 10月、事業系有料ごみ処理券料金改定
- 2025年(令和7年) 4月、資源プラスチック回収事業（区内全域実施）、資源環境部に組織改正

<都区制度改革と清掃事業の区移管>

- 1947年(昭和22年4月) 「地方自治法」が公布され、特別区は基礎的自治体と位置づけられ、原則として市と同一の権能が認められたが、清掃事業はそれまでどおり都が行った。
- 1952年(昭和27年8月) 地方自治法が改正され、区長公選制の廃止など、特別区の自治権が大幅に制限され、都の内部的団体に位置づけられた。
- 1964年(昭和39年7月) 地方自治法が改正され、福祉事務所の事務の特別区へ委譲などが行われた。ごみの収集、運搬は特別区の手務とされたが、別に法律で定める日まで引き続き都の手務とされた。
- 1974年(昭和49年6月) 地方自治法が改正され、区長公選制の復活や保健所の事務の委譲、配属職員制度の廃止など特別区の権能が拡充されたが、特別区の性格はなお都の内部的団体にとどまった。

1986年(昭和61年2月) 都区協議会で「都区制度改革の基本的方向」がとりまとめられ、特別区を基礎的自治体と位置づけ、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務を特別区に移管すること等について都区で合意した。

1994年(平成6年9月) 「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」の都区合意がなされた。協議案は、特別区における清掃事業の実施にあたり、各区が一般廃棄物の収集、運搬、中間処理、最終処分のすべてに責任を負うことを原則とし、運営形態としては、①一般廃棄物の収集・運搬は各特別区が行うこと、②雇上車両について、歴史的経緯を踏まえ都における現行方式の継承を基本とすること、③可燃ごみの中間処理は、自区内に工場が整備されるまでの間、隣接区等と委託処理協定を結び処理する「地域処理」方式を採用すること、④最終処分は都の設置管理する新海面処分場を使用すること、⑤不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の処理は、自治法に基づく「一部事務組合」による共同処理を行うこと、⑥自治法に基づく「協議会」を設置し、各区分や都との調整及び雇上車両関係の手務等を行うことなどとした。また、清掃事業の移管時期を平成12年4月とし、職員の身分取扱いについては移管後、一定の派遣期間を経た後、特別区職員へ身分切替するなどとした。

1998年(平成10年5月) 「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布され、清掃事業をはじめとした住民に身近な事務を特別区に移管するとともに財政自主権を強化し、特別区を「基礎的地方公共団体」として位置づけることとなった。

1998年(平成10年10月) 区長会において、収集・運搬は各特別区が直接実施すること、そのための車庫整備を確実にすること、可燃ごみの中間処理について自区内処理を原則としつつ平成17年度まで共同処理を行うことなどの基本方針が了承された。

1998年(平成10年12月) 「移管後の清掃事業の運営形態」及び「職員の身分取り扱い」についての基本的な考え方が都区及び労使で合意された。

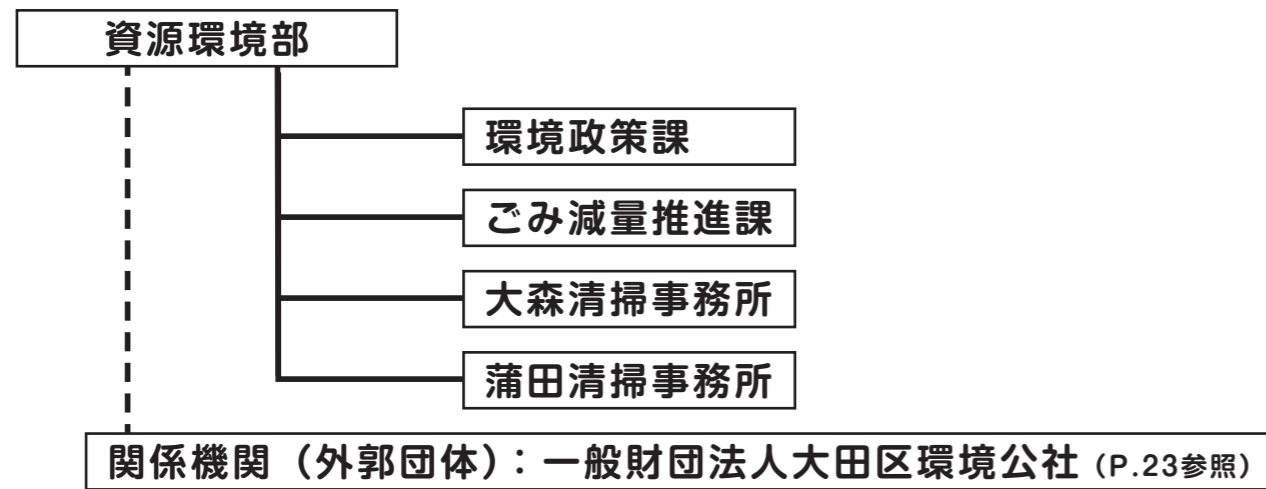
1999年(平成11年3月) 移管後の清掃事業の運営（共同処理の形態や都と特別区の役割分担等）及び職員の身分取り扱いを内容とする「清掃事業の移管について」が都区で合意された。

2000年(平成12年4月) 清掃事業が都から特別区に移管され、各区による清掃事業がスタートした。特別区の可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの中間処理、し尿の公共下水道への投入事業を共同で行う一部事務組合として、東京二十三区清掃一部事務組合が設立された。

2003年(平成15年11月) 平成17年度末を目途に可燃ごみの中間処理の共同処理を廃止するとして方針を転換し、特別区における中間処理は、平成18年4月以降も当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合により共同処理する等の方針が区長会で了承された。

2006年(平成18年4月) 平成18年4月、東京都からの派遣職員は区職員に身分切り替えされ、清掃事業の移管が完了した。

9 大田区の組織図



さくいん

| | | | |
|-------------------------|----------|-------------------|-------|
| あ行 | | し尿 | 11 |
| 一般財団法人大田区環境公社 | 23、24 | 集合住宅等大規模建築物を建てる場合 | 43 |
| 一般廃棄物 | 3 | 収集車両 | 8 |
| 一般廃棄物管理票（マニフェスト） | 14 | 集積所回収 | 35 |
| 一般廃棄物の処理 | 14 | 集団回収 | 34 |
| イベント回収 | 19 | 循環型社会 | 29 |
| 医療廃棄物の処理 | 15 | 循環型社会形成推進基本法 | 4、52 |
| 埋立処分 | 27 | 省エネルギー対策 | 32、33 |
| 埋立処分場 | 27、28 | 浄化槽汚泥 | 11 |
| 大田区一般廃棄物処理基本計画 | 4 | 焼却灰と飛灰の資源化 | 25 |
| 大田区ごみ分別アプリ | 17 | 食品リサイクル法 | 52 |
| OTAふれあいフェスタ | 16、19 | 食品ロス | 5、31 |
| | | 使用済み小型家電の回収 | 36 |
| か行 | | 清掃車両 | 9 |
| 外周護岸構造断面図 | 28 | 粗大ごみ受付センター | 40 |
| 火災ごみ | 10 | 粗大ごみの資源化事業 | 21 |
| 家庭廃棄物 | 3 | 粗大ごみの運び出し収集事業 | 43 |
| 家庭用パソコンのリサイクル | 41 | | |
| 家電リサイクル受付センター | 41 | た行 | |
| 家電リサイクル法 | 52 | 地球にやさしいまちづくりポスター | 16、17 |
| 可燃ごみ・不燃ごみ収集 | 39 | 出前講座 | 18 |
| 環境学習 | 18 | 動物の死体 | 10 |
| 環境基本法 | 52 | | |
| 拠点回収 | 18、35 | な行 | |
| 区で収集できないもの | 41 | 熱エネルギー | 25 |
| 区民運動おたクールアクション | 32 | | |
| グリーン購入 | 30 | は行 | |
| グリーン購入法 | 52 | 廃棄物管理責任者講習会 | 22 |
| ケーン式外周護岸 | 28 | 廃棄物処理手数料の減免制度 | 44 |
| 小型家電リサイクル事業 | 18 | 廃棄物処理法 | 52 |
| ごみの中間処理 | 12、13、26 | 廃食用油 | 35 |
| ごみ分別アプリ | 17 | 廃プラスチックのサーマルリサイクル | 25 |
| 「ごみをつくらないまち・おた」推進行事 | 16 | 排出事業者指導 | 22 |
| 行政回収 | 35 | 排出事業者の責務 | 14 |
| 小型家電回収ボックス | 18、42 | ピックアップ回収 | 18 |
| 戸別収集事業 | 43 | 普及・啓発事業 | 16 |
| 建築リサイクル法 | 52 | 不法投棄 | 44 |
| 小型家電リサイクル法 | 52 | プラスチック資源循環促進法 | 52 |
| | | ふれあい指導 | 17、43 |
| | | 防鳥用ネットの貸し出し | 10 |
| さ行 | | | |
| 在宅医療廃棄物 | 11 | や行 | |
| 冊子 | 17 | 有料粗大ごみ処理券 | 40 |
| 産業廃棄物 | 3 | | |
| 産業廃棄物の処理 | 15 | ら行 | |
| 3Rの推進 | 4、30 | リサイクル | 29、30 |
| 事業系一般廃棄物 | 3 | リサイクル活動グループ | 34 |
| 事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰 | 22 | リデュース | 29、30 |
| 事業用建築物立入指導 | 22 | リユース | 29、30 |
| 資源回収 | 34 | リーフレット等の発行 | 17 |
| 資源の再生 | 36 | 臨時ごみ | 10 |
| 資源の行方 | 38 | | |
| 資源有効利用促進法 | 52 | | |
| 自己持込み | 14 | | |
| 自動車リサイクル法 | 52 | | |



大田区資源循環イメージキャラクター
しげんまもるくん



大田区公式PRキャラクター
はねぴょん

©大田区

令和8年4月発行
編集発行

大田区資源環境部ごみ減量推進課 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03(5744)1374 FAX 03(5744)1550

